

平成25年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....
1. 開議 平成25年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 山 口 孝 弘
11番 湯 淺 祐 徳
12番 川 上 雄 次
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 小 高 良 則
22番 中 田 眞 司

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事)国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第5号)

平成25年2月26日(火)午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第28号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

桜田秀雄議員より、議案質疑参考資料の配付依頼があり、許可しましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第2号から議案第28号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見は述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回までとお願いします。

最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、最初に予算編成についてお尋ねをいたします。

予算編成にあたり、限られた財源を重点的に、かつ効果的に配分し、費用対効果を分析、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づいて予算を編成したと、このように書かれています。スクラップされた事業の中には、市民サービスに密着したものも含まれており、これらは予算書には出てまいりませんが、そこで、何点か質問をしたいと思いますのですが、お手元に配られました資料のように、財政課の方でわかりやすい資料を作ってくださいました。忙しいところ本当にありがとうございました。この資料を見ますと、ある程度、一目瞭然というか、なっております、質問しようとしていた事項もお尋ねをしなくて済みました。そんな内容になっております。今後の審議会の審査と審議の促進につながる資料かなと思いますので、ご利用いただきたいと思います。

これは、一般論ですが、昔はよく予算書を読み込んで、初めて議員として一人前だと、こういう時代がございました。しかし、市民の税金をどのように使われているのかを審議し、市民の信託に応えるためには、やはりわかりやすい審議、審査方法を常に追求める姿勢があると。私はそのように考えています。

本市では、予算書の査定状況は公開されておられませんけれども、我孫子市のように編成の過程が公開されていると、こうした、どういった理由で新規事業が生まれ、事業が廃止されたのかがわかります。最近、各担当課も配慮いただきまして、予算の参考資料、この充実が努められています。審議しやすい状況が生まれているということについては、まず感謝をしておきたいと思います。

それで、質問ですが、今年度の予算、各部から予算要求、これに対して約20億円をカットする厳しい査定にしたと、こういうふうなお話がありましたけれども、各部から出た予算要求額及び獲得率はどのようになっているか、お伺いします。

○財政課長（吉田一郎君）

それでは、当初要求額と、その後の計上額につきまして、数字的に説明しますと、総務部につきましては、60億2千303万3千円の要求額に対しまして、98.39パーセントでございます。市民部につきましては、87億6千426万8千円の当初要求額に対しまして、97.11パーセント。経済環境部につきましては、当初要求額19億2千256万1千円に対しまして、計上率は93.29パーセント。建設部につきましては、16億9千714万1千円の当初要求額に対しまして、78.75パーセント。教育委員会につきましては、19億2千502万4千円に対しまして、獲得率は給食センターの編入等がございましたので、109.23パーセントでございます。給食センター分を除きますと、93.23パーセントというふうになっております。

○桜田秀雄君

土木関係の予算、八街では平成15年、39億5千700万円、率にして21.2パーセント、これを頂点にしまして、毎年下がり続けています。今年は、今、話がありましたように、予算に占める割合は6.6パーセント、約13億円、こういう状況でございますけれども、これは土木課にお伺いしますが、幾つの事業をお願いして、査定されたのは何件か、わかりますか。

○建設部長（糸久博之君）

ここで、何件お願いしたという形では、資料を持ち合わせておりませんが、施設の維持管理をする部課等につきましては、事業費はこれで十分だということはございませんけれども、なかなか限りある予算の中でございますので、補助事業を活用して整備を図っているというのが実情でございます。

○桜田秀雄君

先ほど財政課長から話がありましたように、獲得率78.75パーセント、大変厳しい内容だなど。これから、安倍政権にかかわって、いろんな補助が出てくるのかなと思いますけれども、ぜひ、その辺を活用して市民の信託に応えられるように、ご努力を願いたい、このように思います。

次に、道路問題を審議するとき、例えば平成25年度の事業の中に、市道116号線の改良工事、こういうのが入っています。これを審議するとき、なかなかやはり市道116号線はどこだろうと、頭の中で整理をしながら、皆さんのやりとりを聞かざるを得ない、こういう状況になっています。ここのわかりやすい予算書、審議を目指してということで、資料をお配りさせていただきましたけれども、北海道のニセコ町では、図面を使った参考資料を作っています。見ておわかりのように、一目で事業内容がわかりまして、審議をする際に本当に役に立つ。今年は無理かもしれませんが、来年度以降、このような参考資料をぜひ

作っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

説明時に比較的、わかりやすいような説明はしているつもりではございますけれども、位置的に何号線ということで、わかりにくいということであれば、また、建設常任委員会の方ともご相談して、できるだけわかりやすい形には対処してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

よろしく願いをいたします。

次に、市債の状況についてお伺いしたいんですが、これは、平成25年度の一般会計予算参考資料、こちらの方がわかりやすいと思うので、こちらの方でお願いをしたいと思います。

7ページに市債と資金の状況、こういうものがございます。平成24年度末の市債見込残高、約191億4千500万円となっております。平成25年度に24億7千500万円ほど償還をいたしまして、しかし、新たに16億円の市債を発行すると、こういうふうになっておりますので、市債そのものは減少するわけではございますけれども、臨時財政対策債、これは平成25年で一応終わるのかなと思いますけれども、この臨時財政対策債、これが増え続けると財政運営にどういう影響をもたらすのか。例えば一般の市債でしたら、例えば土木関係でしたら、一定の期間を過ぎれば償還できると思うんですが、この関係は毎年毎年膨らんでいくと、こうなると思うんですが、その辺どのようなお考えでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

臨時財政対策債につきましては、本来、地方交付税で交付されるものが、国の財源不足により、とりあえず地方の方で起債を発行して、その後の元利償還については国の方で交付税算入をするというふうなものですので、それほど発行ということではなくて、あくまでも地方交付税の一環の流れにあるものだというふうに考えております。

○桜田秀雄君

一応、こういう名目でも地方債という扱いになりますので、これからどんどん数字の上では増えていくのかなと。当然、これは発行をやめてしまうと経常収支比率、これに大きな影響が出てくると思うんですけれども、その辺は別にしまして、八街市の現在の市債、今、償還は平成24年がピークかなと思うんですが、これから今後5年間、どのように推移をするのか、予測されているのか、その辺をお聞きします。

○財政課長（吉田一郎君）

今、議員がおっしゃられたとおりでございます。平成23年度決算におきましては、平成24年度が償還のピークでございます。その後、平成25年度、26年度につきましては順次下がってきまして、平成28年度では10億円台と、平成23年度決算ではそうなっておりますけれども、まだ、今後も平成25年度にも16億9千600万円の起債の発行もございますし、また、来年度も榎戸駅の整備事業ですとか、朝陽小学校、平成28年度には北総中央用水事業負担金、これの返還を求められておまして、これが大体17億円程度の起債発行になるのではないかと思いますので、この年度につきましては、償還元金より発行の

方が増えるというふうを考えております。

○桜田秀雄君

次に同じページなんですけど、基金の状況についてお伺いをいたします。

ふるさと応援寄附金、これは平成24年12月で498万円、約500万円ほどいただいております。平成23年度、児童医療費助成事業として約230万円が使われておりますけれども、平成25年度事業の中で活用するお考えはないのでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

現在のところはございません。

○桜田秀雄君

寄附項目の2項なんですけど、安全で安心な街づくり、これは交通安全とか、そういう関係だろうと思うんですけども、これは1件寄附金がございます。約57万8千円ほどございますけれども、これは制度直後に寄附をされたと思います。平成23年度、子ども議会の腕章の問題について、この前、一般質問でやらせてもらいましたけれども、この中で当局の方から新たな方策を検討したいと、こういうお話がありました。寄附者については、市長も多分ご存じだと思うんですね。多分、教育長さんもお存じだと思うんですが、たまたま、こんな話題があるよというお話をしましたら、寄附してから何年もたつけれども、何の話もないと。そういう意味で子どもたちの安全のために使ってもらえれば、本当にありがたいなど、こんなお話をいただきました。ぜひとも、この子どもの腕章にかわる事業として使っていたら、寄附者も喜ぶのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

それにつきましては、また、今後の課題ということで。基金につきましても、いろいろ使途目的がございますので、そのほかに何か手だてができるものとかがあるのかどうか、まだ、そういうものについて必要がないというふうな考えもあるでしょうし、そういうところもあるので、今ここではお答えは難しいと思っております。

○桜田秀雄君

言ってしまうと2問超えてしまいますけれども、答弁として教育委員会の方から何かありませんか。

○教育次長（長谷川淳一君）

子ども議会の方で審議いただいた内容では、腕章を廃止するというふうに検討しております。それで、それにかわって、通学用の反射クロス、これをかばん等に取り付けていきたいと思いますということで、今、検討しているところでございまして、この購入費用は1枚、単価で見積もっている手元にある資料ですと100円で、平成25年度は710枚購入すると。それと、あと二州小学校で自転車のカーゴフレックスというのですか、自転車のかごに付ける反射板、これを40個購入するというような予定でおりますけれども、その財源として、今おっしゃったような形で使っていただけるのかどうか、それは教育委員会からは何とも申し上げられませんので、ただ、そういう予定で、今、検討しているというところでございま

す。

○桜田秀雄君

ぜひ、財政課の方でも考えていただきたいと思います。

次に、8項目の調査管理委託料でございますけれども、予算書の89ページになります。電話交換業務、昨年度予算の中には866万円ほどあったと思うんですが、これは廃止になったと理解してよろしいのですか。

○財政課長（吉田一郎君）

受付電話交換業務で、おっしゃるとおり、平成24年度では866万2千円、ございましたけれども、このたび、平成25年度からは新しく別に2区分に分けて、フロアマネジャー業務とダイヤルイン普及促進業務の2つに分けております。この2つに分けた、そもその理由というものは、電話交換業務を9月いっぱいに取りやめて、その後、ダイヤルインを中心に考えていることから、このように2つに分けた次第でございます、その結果、約150万円程度ほどの減額にはなっております。

○桜田秀雄君

わかりました。9項については、財政課長からいただいた資料の中で一目瞭然になっておりますので。

次に、10項目の地区コミュニティ推進費、予算書94ページでございますけれども、567万円が計上されております。昨年は多分大関区の集会所だったと思うんですが、今年は朝日区、来年度以降、どのような計画になっているのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今お話のありましたように、平成25年度におきましては、朝日区のコミュニティセンターの建設費補助金ということで計上させていただいております。次年度以降ということでございますけれども、現在、事前に相談が寄せられているものといたしましては、あくまで予定ということでございますけれども、真井原区と二区がございます。しかしながら、市の財政状況から平成26年度、27年度に関しましては、この集会施設建設費補助金の支出、これは凍結せざるを得ないというような見通しがございますので、この2つの区の代表の方には、既にその旨を説明させていただいて、ご理解はいただいているところでございます。

○桜田秀雄君

大変財政が厳しいということの裏返しかなと思うんですが、次に、11項目めですが、防犯灯でございます。これも資料をいただきまして、大変内容的にはわかっているんですが、これで要望件数に応えられるということでございますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この防犯灯でございますけれども、要望数自体がかなり減っております。それで、実績を申し上げますと、平成20年度に要望数138基ございましたけれども、平成24年度では64基まで減っているような状況になっております。ご承知のとおり、現在、市の方では6千灯程度の防犯灯管理をしております、概ね、一定の基準を満たしつつあるということが、

こういった件数の減少につながっているのかなというようには思っているところがございます。今年度、平成25年度につきましては、減額してございますけれども、基本的には60基程度ということになります。予算措置をさせていただいております。

○桜田秀雄君

日本エネルギー経済研究所、こういうところがありますけれども、ここの試算によりますと、日本中の白熱灯、あるいは蛍光灯、これをLEDに変えていくと原発13基分の節電になると言われています。私たち、緑の党では、電気を減らして豊かさを増していくと、そういう意味で電気が必要だから原発を作るのではなくて、節電をすることで、そうした原発の全廃を目指していこうと、こういう計画を持っています。これから、榎戸駅の橋上化、さまざまな事業があると思うんですが、例えば今年度予算の中に防犯灯の電気料、これは450万円、約20パーセントの増額を見込まれています。そうした意味で、防犯灯について、新規はもちろんでございますけれども、機器の取り換えに伴う修繕、この際には、ぜひ、LED化にしていくべきではないかと、このように思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、経費削減等も踏まえまして、平成24年度、今年度からは新設、それから器具交換にあたって、全てLED化するということで進めております。

○桜田秀雄君

次に、12番目の榎戸駅整備事業、196ページになります。JR八街駅の改修については、約13億8千万円ほど市の方が負担をして、約1億円、これがJR負担と、こういうふうになっていたと思います。今回、榎戸の基本協定の中で、こうした費用の案分、こういう点は触れられているのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

昨年、JRと基本協定を締結したわけですが、その中で負担割合、負担区分というのがありまして、それに沿って金額が決まってくるものと思いますが、今現在は基本設計の段階なので、金額については、まだ不明でございます。

○桜田秀雄君

では、今回、予算に計上されております整備調査業務費、1億円ちょっとありますけれども、これの業務については、主に市が負担をするということによろしいんですか。

○建設部長（糸久博之君）

これにつきましても、JRが負担する分もございますので、何パーセントか、JRも負担いたします。

○桜田秀雄君

次に、13項目めの住宅維持管理費なんですが、笹引の住宅、この前通りでしたら1棟分が更地になっていたように思うんですが、平成25年度では、そういう計画はございませんか。

○建設部長（糸久博之君）

市営住宅の解体につきましては、今現在、空き家が実住団地で木造が1棟、富士見団地で木造が2戸と集会所が1戸、笹引団地で長屋住宅1棟、これは3戸建てでございますけれども、交進団地でも長屋建てで1棟、これは4戸建てでございますけれども、これが今現在、解体が可能な状況となっております。その解体時期につきましては、財政状況等を勘案しながら今後検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

空き家の利用についてお伺いしたいんですけれども、ある市民団体から、NPO法人なんですけれども、いわゆる家庭内暴力で今大変なんだと。いろいろ相談されて、隠れ家がないと、そういう意味で市営住宅を利用できないかという話があるんですが、その辺どうですか。

○建設部長（糸久博之君）

市営住宅の利用方法につきましては、こういった公募によるものと、あと火災とか、そういう災害時等については、入れることができると思いますけれども、こういった件については、今の段階でいいとかという形では言えないので、検討させていただきたいと考えております。

○桜田秀雄君

よろしくご検討を願いたいと思います。

次に、14項目めの消防施設整備費ですが、消防機庫の整備についてですが、これは第14分団、笹引だと思うんですが、これは市営住宅の空き地に建てられたと思うんですね。今回、平成24年度では第4分団が、これは富士見台の市営住宅跡地ですか、多分こちらの方に建つのかなと思うんですけれども、消防機庫に分団員の皆さんが出勤するときに、駐車場が確保されていないと、いろいろ問題が起こるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですが、全体として団員用の駐車場というのは確保されているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

駐車場というようなことでは、特にございませんけれども、今の状況で例えば火災の出動であるとか、歳末警戒であるとか、消防行事、これらが行われるときに団員の方が機庫に集まるわけでございますけれども、これにあたって駐車場が足りないというような話は聞いてございません。

○桜田秀雄君

安心しました。

それでは、議案第28号、これは水道会計事業ですけれども、実施計画、資本的収入及び支出の関係で、建設改良費というのが計上されています。今のアスベスト管などの老朽管の更新工事を行っていると思うんですが、平成25年度の実施計画をお聞かせ願いたいと思います。

○水道課長（佐藤幸男君）

平成25年度の水道管の更新工事の計画ということでございますけれども、来年度、実施箇所につきましては、4カ所を予定しております。工事費につきましては、総額で1億4千

500万円、こちらは舗装復旧も含むという形でございます。それから、施工距離につきましては、1千219メートルを予定しております。

工事場所の内訳につきましては、1カ所目は八街字南地先、市道三区28号線及び市道三区29号線、海保病院の北側と南側になります。ここが493メートルを予定しております。

それから、2カ所目は八街字北中道地先で、県道八街停車場線、八街駅の南口から県道千葉八街横芝線のT字路までということで、337メートルを予定しております。

3カ所目は、八街字佐倉道地先で、市道四区2号線で市営住宅富士見台団地に入る進入路で290メートルを予定しております。

4カ所目は、大木字北大富向地先で、市道大東区1号線で99メートルの工事を予定しております。以上です。

○桜田秀雄君

この更新工事に伴いまして、復元舗装というのは、これは部分舗装あるいは全面舗装があると思うんですが、その辺はどのような割合になっていますか。

○水道課長（佐藤幸男君）

舗装の本復旧ということでございますけれども、この件につきましては、道路管理者と協議を行いまして、全面にするのか、片面にするのかということも協議を行いまして工事を行っております。

○議長（中田眞司君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、川上雄次議員の質疑を許します。

○川上雄次君

それでは、私は、議案第23号の予算書の97ページの防犯灯設置事業費について、若干お尋ねします。

先ほども答弁がありましたので、事業内容のもっと中身について触れたいと思います。この防犯灯の事業費、LEDの防犯灯が40灯で、通学路用のLEDが24灯という内容だと思うんですが、先ほどの答弁の中で平成24年度から防犯灯の要望が64灯というお話がありました。本年度40灯ということは足りないですよ。安心して安全な街づくりのためには、この防犯灯事業費というのは非常に大事な事業であります。防犯灯はこれまでも150灯ほど設置されてきたものが、今回40灯では足りないと思いますので、もし、これは足りないときには、予算措置等は考えていただけるのでしょうか。60灯のうちの通学路用が24灯ということでしたよね。ですから、通学路は地域からの要望とは合致しないので、地域の住民や区等からの要望があったときに、60灯を上回る要望があった場合はどうされるのか、お伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど答弁申し上げましたように、要望自体は減っております。平成24年度の要望64件に対しまして、これは防犯組合の方でも現場を確認して必要性等を判断した上で設置をす

るということで、この64灯に対して現在まで設置をしている実績としては50灯ということでございます。確かに、平成25年度の予算から言いますと、一般的な防犯灯の設置の予定が40灯、それから通学路に設置、更新するものが24灯ということですから、今年の実績から見れば、多少、少な目ということにはなります。確かにそのとおりだのように思っています。しかしながら、ある程度、網羅をされてきているような状況もありますし、それを踏まえて要望が減ってきているということもございますので、その辺の推移を見て、こういった形で予算計上をさせていただいたものでございます。

今後ということですがけれども、基本的には、私どもはこの予算の範囲内で設置、更新をしていきたいなというように思っているところでございますけれども、防犯上の観点から、ここはぜひ設置をする必要があるんだということであれば、それは担当としては予算確保に向けた協議、これはしていく必要があるだろうというように思います。

○川上雄次君

その辺、よろしく対応をお願いいたします。

あと、通学路の防犯とか、これまでの高圧ナトリウム灯からLEDに変えたということですがけれども、その辺の経緯をお尋ねします。

○総務部長（浅羽芳明君）

経緯ということですがけれども、ご承知のとおり平成23年度に千葉県地域ニューディール基金事業、これを活用して、市内の4小学校の通学路において、既存の防犯灯164基、これをLED化する事業、これを実施したことを契機といたしまして、今後の防犯灯のあり方、これを検討いたしました。その結果、先ほども申し上げましたけれども、一般の防犯灯、いわゆる現在では20ワットの蛍光灯ということになりますけれども、これについては、平成24年度から新設、器具交換については、全てLED化をするということにいたしました。

それと、これにあわせて、従来、平成16年度からということなのですが、各中学校校区に設置してきた40ワットの高圧ナトリウム灯、これにつきましても、平成23年度で2周りをしております。それから価格も高圧ナトリウム灯と同程度になってきたということもございまして、これにつきましても、平成24年度からはナトリウム灯への更新ということではなくて、同等の明るさを持つLED灯に更新をするということにいたしました。

○川上雄次君

ありがとうございました。時代の流れで、LEDというのが避けて通れない、また、ぜひ進めなければいけない事業だと思います。先ほどのご説明の中でも、本市には6千灯の防犯灯があるということですので、これも私ども公明党が何度も主張しております全部の防犯灯をLED化すべきだという、そういう提案をさせてもらっております。ぜひ、他市でもやっているリース化であったりとか、ESCO事業といった形のいろんな手法を使って経費をかけずに、一気に安心・安全な街にするためのLED化が求められるんですけれども、今回この事業に全部LED化してきているという、これはそういった6千灯も全てLED化してい

くという方向性の上での取り組みかどうか、お伺いします。

○議長（中田眞司君）

川上議員、2回までです。

○川上雄次君

2つ目のところに減額の理由ということで、予算の金額に触れておりますので、6千灯の防犯灯の減額にもつながることですので、この辺のお考えをお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

全てをLED化するという事、これは当然理想的でございますが、先ほどからお話を申し上げておりますように、全体で市が管理をしている防犯灯が6千灯程度ございます。現在も毎年ある程度、一定程度の設置を行うということと、古くなったものも更新をしております。こういったことを考えますと、なかなか全てを一度にLED化するというのは難しいということもございますので、ご提案のありますようなリース化、リースによる切り替えといったことも視野に入れながら、今後検討をさせていただきたいというように思います。

○川上雄次君

県内、他市でもどんどん導入しておりますので、どうか、調査研究をよろしく願います。以上で終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、川上雄次議員の質疑を終了します。

次に、林政男議員の質疑を許します。

○林 政男君

それでは、3点にわたって質問させていただきます。

1点目は、3款2項5目保育費の保育所運営委託事業費についてでございますけれども、先般、私立の保育所が開設されましたというか、竣工式がございました。そこで、待機児童の解消というのは、全国的に叫ばれているわけでございますけれども、この施設の開所によって、今後の待機児童の推移はどのようになるか、まず、お伺いしたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

現時点におきます、平成25年4月の公立6園と私立2園の認可保育園の入所の児童数の見込みについては、811でございます、待機児童数は8人となっております。その内訳でございますが、ゼロ歳児が2人、1歳児が4人、2歳児が1人、3歳児が1人というような内訳になっております。

なお、厚生労働省が発表の対象としております待機児童数は、本市は4人ということなんですけれども、全て1歳児でございます。昨年、平成24年4月の待機児童数は、49人だったので、対前年度と比較しますと、数字的には待機児童数は41人減少したということになっております。以上です。

○林 政男君

それでも、まだ、何人かの待機児童がいるという計算になるわけですが、本会議の

中でもいろいろな質疑といたしますか、答弁を聞いていますと、今後については、先般、開設をされる私立の保育園のような、要するに私の言いたいのは、市が補助して設立をするということは、今後はしないといえますか、1億7千万円の増事業費に対して、市も5千万円、国からも県からも来ているわけですがけれども、今後はこのような新設を作る予定はあるのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今のご質問は認可保育園の新設についてのご質問ということだと思っておりますけれども、当面そういう現実的な認可保育園、私立に限るんですけれども、そういうことは聞いておりませんし、今後、平成25年、26年で新しいシステムということで、私ども子育て支援事業計画を作成しますので、その中で保育事業等を勘案しまして、今後どうして定員を増やしていくか。それから、定員を増やしていく方法等、待機児童数の解消等については、その事業計画の中で揉んでいきたいと、そのように考えておるところでございます。

○林 政男君

市の努力、あるいは民間の努力で大分待機児童が減ってきているわけですので、引き続き努力をお願いしたいと思います。

次に、3款3項2目生活保護費についてお伺いをいたします。

生活保護費は、現在、全国で200万人以上と言われまして、4人の標準家庭だと大体22万円程度と言われております。

そこで、本市の生活保護費の伸びを見ていますと、やはり全国と同じような推移で右肩上がり伸びていくわけですがけれども、1つ腑に落ちないのは、近隣市町の中で八街市の生活保護費の負担が突出しているように見えるわけですがけれども、その辺、近隣市町と比べて、どういう割合になっておりますでしょうか。人口における生活保護世帯数でもいいし、人口数でもいいし、あるいは一般会計に占める生活保護費の割合でもいいですし、その辺どのように近隣市町と見比べておりますか。

○市民部長（加藤多久美君）

生活保護の状況でございますが、人口1千人当たりの率というのが出ておりますので、千葉県全体でいきますと、その率が12.61パーセントでございます。本市におきましては、13.53パーセントということになっております。人口に対して1.353パーセントということになると思います。この数字につきましては、印旛管内の市を調べますと、私どもが13.53パーセントで、数字的には一番上でございます。続いて、成田市が11.78パーセント、富里市が9.32パーセント、7番目の一番下が印西市の3.34パーセントということになっておまして、印旛管内においては、生活保護の受給者が比較的多いということでございます。

○林 政男君

本当にお困りの方は、やはりこの生活保護というのは大事なシステムなので、これからもどんどん、ある意味では運営費といえますか、生活保護費を増大していく必要もあるかと思

うんですけれども、隣の東金市では、4分の1負担が1億何千万円というんですよね。それが八街は4億5千万円近い、5億円まではまだいかないみたいなんですけれども、4億幾らという事は、非常に八街だけ生活保護の割合が多いんじゃないかと。今、部長の方からお話がありましたように、八街が13.53パーセントに対して、印西市に至っては3.4パーセント、それだけ自分のところの負担が少なければ、そのほかのいろんな他の先ほどの防犯灯の話もありましたけれども、いろんな分野にも使えると。将来的には地方交付税が、また八街市に戻ってくるから心配はないというご意見もありますけれども、やはり当面、支払う必要があるわけですから、やはり八街市の負担が増えるというような解釈をしなければいけないと思います。いずれにしても、今おっしゃられたように、成田市が11.78パーセント、富里市が9.32パーセント、印西市が3.4パーセントということですから、引き続き努力をお願いしたいと思います。

これに絡んで、八街の10億円のうちの8億何千万円が医療費なんですね。全国的に医療費が半分占めると言われておりますけれども、いろんな質疑を聞いていますと、ジェネリック医薬品を使ったり、いろんなことで抑制はしていますよというようなお話を聞いておりますけれども、どうしてこんなに医療費が突出するのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

やはりここ数年、医療費扶助が突出して伸びておることは事実でございます。これについては、やはり私ども八街市の受給者の86.1パーセントが高齢者の方と障がい者と傷病者の方でございますので、当然、医療費、医療機関にかかるということで、その率が増えていくというのは、自然の流れだということに考えております。

○林 政男君

次に、9款5項3目図書館費についてお伺いいたします。

まず最初に、図書館管理運営費でございますけれども、かつて図書館の新規購入図書費というのでしょうか。これは、2千500万円とか、かなりあったんですけれども、今はかなり減額になってきて、1千万円台に落ちてきたと思うんですけれども、やはり活字離れも叫ばれておりますけれども、そういうことを考えますと、やはりこの図書館の価値というか、重要性はますます増しているのではないかと思います。八街市の図書館は、この近隣の市町と比べても、大変蔵書数も多いし、質の高いことで有名であります。ただ、残念なことに1館しかないんで、利用者が利用しづらい。これから、臨時の司書の資格をお持ちの方を雇っている運営されると思うんですけれども、何とかもうちょっと頑張ってください、この運営費については、増額を図れないかどうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

図書館運営に伴いまして蔵書の購入費につきましては、確かに、今、林議員がおっしゃったように、2千万円を超えていたときから比較すると、今は半額程度になっておりまして、大変厳しい予算だというふうには認識しておりますけれども、なかなか厳しい財政状況でございますので、この辺を踏まえた中での予算というふうにご理解いただきたいと思います。

○林 政男君

もう一つ、開館時間についてお伺いします。

実は、ある大学生が図書館で勉強したいということで、「八街はいいじゃないの、大きくて」というふうに言ったら、八街は使い勝手が悪いと。夜7時まで週2回やっていて、大学から帰ってくると、通常の日は5時閉館ですので、使えないと。ですから、近隣の佐倉とか、千葉市の方の図書館まで出向いていると、そういうふうに向学心に燃えている子どもたちに何とか図書館を開放してあげたいという信念がありますので、こういう質問をするんですけども、何とか週2回の午後7時までの開館時間をさらに増やせないでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ご存じのとおり、本市の図書館につきましては、週2日、7時まで、水曜日と金曜日に延長しております。ただ、延長にあたりましては、事業の見直しや職員の時差出勤によって、この延長に伴う予算、経費をかけずに行っているというのが現状でございます。さらに延長するということもございますけれども、なかなか経費をかけないでやるというのは、大変厳しい状況でございますので、近隣の図書館のやり方等も参考にしながら、今後研究していきたいというふうに考えております。

○議長（中田眞司君）

以上で、林政男議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

それでは、通告順に質問したいと思います。

1点目は議案第3号、これは特別職、市長、副市長、教育長の給与の減額に対する問題であります。全体的には、市長が10パーセント、副市長が7パーセント、教育長が3パーセントということで、全体的に287万4千763円を減額するという内容になっているわけでありまして。特に市長は年間140万5千148円ということで、平成24年度に引き続いて、平成25年度もこういう措置をとるということですが、減額の措置の経過について、どういった経過で、こういったことになったのか。その辺について、まず伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

今のご質問の中にあつたような経過ということでございますけれども、ご承知のとおり特別職、それから教育長については、平成15年1月から特例条例によりまして、給料月額の減額を継続しております。特に、平成23年度からは、減額幅をそれまでの額で減額していたものを率に変更いたしまして、平成23年度においては、市長が7パーセント、副市長が5パーセント、教育長4パーセントというような減額率で実施をいたしました。さらに平成24年度につきましては、減額率を拡大をいたしまして、市長が10パーセント、副市長が7パーセント、それから教育長が5パーセントということで、継続をすることとして、平成25年度も、その措置を継続しようというものでございます。

この特例条例による給与の減額でございますけれども、財政状況等を勘案するとともに行

財政改革の一環ということも含めて実施をするというようなことでございます。

○右山正美君

減額措置の理由はともかくわかるわけですが、減額の中身、果たしてこの状況でいいのかどうかというのが問われる問題だと思うわけであります。

1点は、やはり住民の今の経済状況を鑑みてみれば、もっともっと削減をする必要があるんじゃないか。あるいは、また、先ほど生活保護の関係で言われましたけれども、これはやはり200万円以下の所得の方々というのが、7割近い状況のもとで、そして生活保護を余儀なくされている、そういう人たちがかなりいるわけですよ。そういう状況からすれば、果たして市長の給与が、その10パーセントカットだけで済まれるのかどうかといった、そういった問題にも本来ならば突き当たってくるわけであります。

もう1点は、税収の収納率ですね。いろんなさまざまな収納率、市民税含めて、いろんな形からすれば、やはりこれは市民が大変な苦勞をされて、あるいはまた払っていけない状況とか、そういった状況のもとで、本当に市長の給与がそういった形でいいのかどうかということもあるわけで、手元にあるかどうか、わかりませんが、市税の収納状況というのがわかれば、それも言っていたきたいんですけども、やはりそういったことを考えて、鴨川とか、そういった市長さんは、50万円、60万円と近隣市も含めて、そういった手だてをとっているというのが現実問題でありまして、そういった点からすれば、さらにそういったことも含めて、減額の中身を含めてしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、市民生活の状況を鑑みて、そういったことになったのかどうか。2点目に入りますけれども、その辺のところを考えると減額措置されたのかどうか。その辺についてどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私、先ほど財政状況ということをお答えしましたけれども、当然、今おっしゃられているような現下の市民生活、それから社会経済状況、これらも考慮した上でのものでございまして、このパーセントの決定といいますか、判断でございますけれども、近隣の状況を見ますと、当然、減額をしていないところもございまして。その減額の幅についても、3パーセントであるとか、3パーセントから20パーセントというところもあって、さまざまございまして、その中身を見ても、地域手当や期末手当、これに反映させているところ、また、反映させていないところということで、取り扱いが異なっております。そういったことも総合的に判断した結果として、市長給与の方では10パーセントの減額というような判断になったところでございます。

○右山正美君

これは、3パーセント、印西市ですけども、3パーセントしかカットしないと。私も大もとがどこか、わかりませんが、白井市とか、富里市あたりも10パーセントなんですね。酒々井町が20パーセントということで、これは期末手当がカット、なしということで、栄町がこれは7パーセント、それなりの努力を財源の確保という意味からも、あるいは

経済格差とか、所得格差とか、いろんな問題を含めて、経済状況も含めて、やはりそういった努力を各自治体がされているというのは、これは間違いない事実でありまして、こういったものを積極的に加味しながら決定をしていかなきゃいけないんじゃないかと。こういうのを見ていきますと、市長の給与がたとえ144万円カットされても、現状では77万4千円という金額からすれば、私はもうちょっとカットしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

前の市長に、こういうことを言ったら、ほかの議員さんが言ったんですけれども、あなたより働いているからと、こういった答弁をした、過去にありましたけれども、それは働くのは当たり前であって、それはやはり長が考えるときは、市民の暮らしがどうなのか。あるいはまた財政状況がどうなのか、プラス市税とか、収納率の関係も含めて、やはり検討していかないと、ただただ10パーセント削減だ、それを継続を平成25年度もしていくんだということだけでは、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思うんですよ。市長はなかなか頭が痛いことで、申し訳ないんですけれども、本当にそういうことを鑑みて、いろいろ考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、再度、担当課はどういうふうに思いますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、もろもろ総合的に判断した結果の削減率の決定、判断ということにさせていただきました。

○右山正美君

昨年並みでは、考えていないでしょう、同じことなんだから。平成25年度も同じ、10パーセント継続だもの。継続でしょう、これ。削減額は増えたんですか、増えていないでしょう、これ。そういうことで、もろもろ、そういった算定について、やはり考えていく必要があるということでもありますので、ぜひ、これ議会中に修正があれば修正を出していただいて、ぜひ、我々より働いていらっしゃるの、十分承知しておりますし、やはり市民生活を考慮した上での妥当性というものを考えていく必要がありますので、その辺のところを考えていっていただきたいと思います。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時13分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○右山正美君

それでは、議案第4号について伺いたいと思います。これは、一般職の職員の給与に関する条例でございますけれども、交通費、よくここまで国も探したなというふうに思うんです

けれども、いろんなところから見つけて、職員いじめじゃないですけども、こういったところまで、しっかりと見つめて、地方自治体の職員をいじめるということだと、私は思うんですけども、これの交通費の2番目あたりが、5キロメートル以上10キロメートル未満の職員5千円だったところが、4千100円にしたと。900円削減をするということで、よくここまで、あとは全然変わらないんですよ。よく探したなというふうに思いますけれども、この職員がどのくらいいるのか。その影響額について、まず伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

お答えする前に、今、国からのというようなお話がございましたけれども、この通勤手当の改正につきましては、給与勧告等に基づくものではなくて、あくまでも、私どもの給与の適正化という観点からの自主的な措置でございますので、その点をご承知をいただきたいというように思います。

それから、影響ということでございますけれども、現状で今回見直しをしようとしたします通勤距離5キロメートル以上10キロメートル未満の区分に該当する職員数、現在の在籍職員を基準にいたしますと、93名ということになります。額の方でございますけれども、年間100万円程度の影響額ということになります。

○右山正美君

93名の方に影響して、年間100万円、わずかな金額が削減されるということでありませう。こういった中で、さまざまな問題で、職員の皆さんの手当だの、いろんな問題で削減、削減という具合に続いて、昇給もストップという状況で、やはり国は国民との対立を図っていくという構図がありありと見えてくるわけですよ。やはり生活保護もそうですけれども、生活保護も国ではなくて、生活保護をもらっている人と国民と対決させるみたいなね。これは自治体の労働者も国の方針として、国ではなくて国民と自治体の労働者を向き合わせて、どうなんだということで、公務員たたきをやっているわけです。生活保護もそうですね、バッシングで、そういった国民的なことで、バッシングをしていくと、こういう構図がずっと作られてきているわけでありませう。

こういったさまざまな地方公務員、自治体労働者の攻撃というのは、どんどん強まってきている中で、こういうようなもろもろの削減、こういったものに本当に真剣に考えていかなければならないと思うんですけども、あまりにも削減、削減を続けますと、やはり労働意欲、その他も含めて大変な状況になってくるんじゃないかと。せっかくいい知恵も出なくなったりとか、そういう意味では、自治体というのは後退をしていくわけですから、そういった面について、どのような考えを持っているのかどうか。引き続きの策にどう考えているのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、公務員給与でございますけれども、考え方ですが、まず1つは給与改定ということがございまして、給与改定、人事院勧告等に基づく給与改定ということで、これについては減額あるいは据え置きといった措置が続いておりますけれども、民間準拠の考え方が基本に

なっておりますので、民間の雇用とか賃金情勢、これが依然として厳しい状況であるということ反映するものとして、これは受け止めざるを得ないというふうに考えています。

それから、これとは別に本市でも、先ほどご提案させていただきましたけれども、説明させていただきましたが、特別職等の給与削減、あるいはこれからご審議をいただきます管理職手当の削減措置を行っておりますように、現在置かれております厳しい財政状況を踏まえて財源確保といった観点から独自の削減措置、これをとることもやむを得ないといった状況にあるといったことも事実であるというように思います。

○右山正美君

しっかりと仕事をさせていただく、しっかりとした考え方、あるいはまたそういうアイデア等も含めて、やはり自治体労働者から自発的な、そういった発想とか、転換とか、そういったものを吸い上げるということであれば、しっかりとした給与の安定性というものをやはり求められると思うんですよね。削減、削減で、あるいは将来展望もないような状況のもとでは、私はこれは働く労働者の人たちの未来を奪うような、そういうようなことではないかなというふうに思いますので、しっかりとした、そういった実際労働者の皆さんも、その辺のところを踏まえて、しっかりと考えていっていただきたいというふうに思いますので、自主的なことで削減をしていったということでありますけれども、やはりその辺は求めるところは求めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

次に、議案第5号であります。今言いました管理職の手当、これもやはり20パーセントをまた継続をして削減をしていくということであります。この減額継続の措置について、どのようになったのか。その辺について、まず最初に伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましても、ただいま申し上げたように、厳しい財政状況といったことを踏まえて、財源確保のために行財政改革の一環ということで実施をしておるものでございます。若干、経緯を申し上げますと、平成17年度には10パーセント削減、それから平成19年度からということになりますけれども、20パーセント削減として継続をして実施をしているものでございます。この件につきましては、次年度の削減を決定するにあたりましては、本年1月31日に行財政改革推進本部会議を開催しております。この中で現在の財政状況を踏まえると、引き続き行っております、この削減措置、これを取りやめる状況にはないという判断がございまして、平成25年度においても継続して実施をするということを決しましたものでございます。

○右山正美君

特別職三役は287万4千763円、管理職手当の削減が755万円ということですね。やはりこの管理職手当の20パーセントというのは相当な犠牲を強いることになりまして、これで果たしていいのかどうかという問題も、これは市長から、また20パーセント削減でどうだと言われれば、「はい、わかりました」と言わざるを得ないような、そういった労使関係でありませんが、そういった安易な感じでは、私は本当に先ほども言いましたけ

れども、労働意欲の問題等々にも影響してくるわけですから、その辺はやはり検討していただきたいなというふうに思います。

それで、近隣市町村との削減、これは一体どうなっているのか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、いろいろございますけれども、私どもで調べている範囲でございますと、管理職手当につきましては、例えば成田市さんであるとか、四街道市さんであるとか、印西市さんについては削減をしないというような状況もあるようでございます。そのほか、富里市さん、酒々井町さん、栄町さん、削減を実施するということで、富里市さんについては一律25パーセント削減、それから酒々井町、栄町については、一律、私どもと同様に20パーセント削減というようなことを予定しているというようなところを聞いております。

○右山正美君

財政の豊かなところは、管理職手当もカットしないということで、やはりこれは影響を考えると、本当にやる気の問題も含めて展望が開けてくるわけですが、この中で一番高いのは、富里市が25パーセントということであります。しかし、次に伺いますけれども、ラスパイレスの観点からすれば、これは八街市より富里市の方が八街より高いんですね。はっきり申し上げて。そういう状況からすれば、これは25パーセントで驚くことはないんですけれども、やはりいろいろ考慮しながらやっているというのが現実問題で、若干、近隣市のラスパイレス、その辺について伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

近隣市ということでございますけれども、まず、本市の状況を申し上げますと、現在、国は時限的な給与改定特例法による減額措置をしておりますので、その金額との比較ということになりますが、本市のラスパイレス指数が107.0ということになっております。これは、例えば参考値ということで、この時限的な措置がないとした場合ということでも資料を持っておるんですけれども、その数字で見ますと98.9ということで、100を下回っているというような状況でございます。

それから、近隣の状況ということでございますが、富里市さんがラスパイレスが109.5、それから印西市109.6、白井市108.8、四街道105.8、成田が111.8、佐倉が111.0ということで、今、近隣の申し上げた数値につきましては、時限的な国の給与減額がされているものとの比較してとの数値ということでございます。

○右山正美君

今、ラスパイレスをお聞きしました。これは、地方公務員に対する削減計画、国の要請の分の平均7.8パーセントの引き下げという状況の中で、八街市はラスパイレスが107.0と。富里市が109.5パーセントで、いずれも高いわけですよ。この国の基準の7.8パーセントまで引き下げない今の現状は、八街市は98.9パーセントなんですよ。八街市だけ、ラスパイレス。職員の給料が低いわけ。富里市は101.2パーセントですよ。明ら

かに後から市になった富里市が給与が高くて、八街市の職員は給与が低いということになっているんですよ。国の基準を受け入れても、それよりか低いという状況で、管理職だの職員の給与というのは、どんどん下がってきているというのが現実問題で、やはりこういう状況を考えていかないと、横並びぐらいに、せめて四街道とか、そういったところに基準を引き合わせる財政的規模はないですけども、やはりせめて類似団体とか、そういったところまで、私は引き上げていく必要があると思いますよ、逆に。全国の中で443位ですよ。千葉県内で38位ですか。やはりそういうことを鑑みてみれば、そういう状況も含めて考えていく必要があるだろうと、こういう具合に思いますので、検討をよろしく願いいたします。

次に、一般会計予算の中の歳出2款総務管理費の中で、市長交際費について伺いたいと思います。

平成24年度は190万円の予算がございました。これは決算はわかりませんが、ほぼ80パーセントとか、90パーセント近い消化率ではないかなというふうには思いますけれども、今年度、平成25年度は150万円ということで予算を計上されたわけでありませう。この150万円の経過について、昨年より40万円低いということはわかりましたけれども、365日の中で、150万円消化というのも大変なことではないかなというふうに思いますけれども、市長がこれは残業をして、夜まで残業しなければいけないという、こういう状況が出てきているわけですから、そういうところで、こういう150万円の予算の経過について、どのような経過で150万円になったのか。その辺について伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、お話がありましたように、平成25年度予算150万円ということで、前年度がその前の年から比べますと30万円減額して190万円ということになっておりまして、そこから、またさらに40万円の減額ということになっています。これは、率にしますと20パーセントを超える額ということでございまして、平成25年度の予算協議にあたりまして、各担当の方には、予算要求の段階で20パーセント削減をというようなことを求めていたこともございますので、それらのことも含めて20パーセントの削減というようなこと、結果的には20パーセント以上の削減ということになったものでございます。

○右山正美君

市長の給与の中でも言いましたけれども、やはり市民の生活状況とか、いろいろなことを含めて、同時に私は市長の体を心配しているんですよ。やはり毎晩、毎晩、150日も出ていかれたら大変だろうと、365日のうちやはり200日ぐらいはゆっくり休んで、それだけでなくってお金を使わないで、いろいろやる行事にも参加しておられるわけですから。その辺のところも含めて、やはり一番の目的は財政ですけども、2番目の市長の体を考えますので、ぜひ、その辺のところも検討しながら、ぜひ、これは我々より働いているわけですから、楽にさせなきゃいけないですよ。

市長は、お葬式とかいろいろ、中身も点検されながらやっておられると思いますけれども、市長の考えとしては、この市長交際費について、どのように検討されているのか。その辺に

ついて伺いたいと思いますが。

○市長（北村新司君）

前年度の市長交際費より40万円減額ということで提案させてもらったものでございますけれども、これについては、いろいろ判断があらうかと思っておりますけれども、私としては精いっぱいのご提示をさせていただきました。

○右山正美君

もうちょっと休んでくださいよ。近隣市も含めて、市長交際費というのは、そんなに多くとっていませんし、本当に必要だったら、これは大いに使ってもらっても結構なんですけれども、何でもかんでも行くというのは、やはり考えていかなければいけませんので、ぜひ、その検討を加えていっていただきたいというふうに思います。

次に、市税の過誤納についてお伺いたしますが、まず、補助員のことを伺いますけれども、前年度294万4千円、平成24年度と25年度、同じなんです、市税収納補助員。これは、国の税務署関係で強権的な取り立てが国会の中でまかり通りました。国税通則法というのは改正されて、より権力が税務署に移ったわけですよ。そういった中で、もろもろ税務署の動きがあるわけなんですけれども、この平成24年度と同じ294万2千円の中で、補助員の方々が、そういった税務関係の内容について、人数もそうですけれども、どのような教育を受けて補助員の役割を果たしているのかどうか。通則法と関係がありますから、これは慎重にやらなければいけないと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、収納補助員の業務内容というところから説明をさせていただきますけれども、基本的には滞納者等の臨戸徴収ということでございまして、職務の範囲でございまして、1つ目には市税の納期限を経過したもののうち、比較的容易に徴収可能なもの。それから、2つ目として、毎月定期的に訪問徴収をするというようなもの。それから、3つ目として職員の納税指導によって継続して分割納付するものということ。それから、4番目として市税等の口座振替納付の加入促進に関するものということでございますので、基本的に一般的に言われている滞納処分等につきましては、職員が対応するというところで、この方たち収納補助員の方につきましては、先ほども申し上げましたけれども、比較的、定期的にあるいは、またかつ容易に徴収できるようなもの、こういったものについて徴収をいただいているというところでございます。

○右山正美君

多くは申しませんが、やはり注意をしながら、納税者の意識に立って、やはりそれは検討を慎重に加えて徴収はやらなければならない部分がありますから、その辺の教育といいますか、同様の人たち、補助員を私は募集すると思っておりますけれども、やはりその辺の教育というのは、しっかりとしてやっていただきたいなというふうに申し上げておきます。

次に、過誤納の問題ですが、平成20年度は1千500万円なんです。今回は1千万円増えて2千500万円ということで、コンピュータの関係、あるいはそういった打ち込み関

係で、間違いが前回がありました。こういった関係で過誤納が、返還金がこんなに増えちゃうとどうしようもないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の内容についてはどうなのでしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

課税誤謬につきましては、大変ご迷惑をおかけしました。改めてお詫びを申し上げます。

それから、平成25年度の市税過誤納還付金、それから返還金の増額ということでございますが、前年度と比較をして1千万円増の2千500万円ということでございます。この課税過誤納還付金あるいは返還金については、課税誤謬とか税額更正、これに伴って納税者に還付するというところでございます。

近年の状況を申し上げますと、扶養控除等の見直しなど、所得税の確定申告、それから修正申告等に伴う市民税における税額更正による還付、これが増加しております。

それから、法人市民税の方では、長期化する不況の影響ということで、収益が減少している。あるいは規模を縮小するという事などによって、中間納付をして予定納税額、これが確定税額を上回ったことによる還付、これが増加しているというような状況でございます。これらが、いわゆる過誤納還付金が増えている理由ということになりますけれども、この実際の支出額を見ますと、平成23年度が2千176万2千円。それから戻りますが、平成22年度が2千414万5千円、それから平成24年度、今年度でございますが、課税誤謬等があった関係もございまして、1月末現在で既に3千万円を超えるような状況、こういったことを考慮いたしまして、実績ベースといいますか、年度内に補正をしなくてもいいような形をとるということで、当初予算からこのような計上をさせていただいたところでございます。

○右山正美君

不況の嵐が、こういうところまで影響が出てきているというのが現実問題ですね。そういうところまで、過誤納まで増やして、いただいた税金をやはり返していかなければならないというのが、如実にあらわれている1つだと、私は思います。

次に伺いますが、民生費とか教育の問題については、国と県の関係もさらに深いものがありますし、民生費については、県のこれは指数というのは11年連続最下位であって、生活保護の世帯も5世帯に1世帯が生活保護の実態であると。私が言いたいのは、要するに民生費も教育費もそうですけれども、国保が5世帯に1世帯払えない、滞納をしているという状況です。こういう状況で本当にいいのかどうかということもあるんですけども、児童手当の場合は7千948万5千円弱だと、これは児童が減ったということになると思うんですけども、その辺について簡単をお願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

この児童手当の減につきましては、今、議員が述べられたとおり、児童手当の対象者は、今、ゼロ歳から中学終了、15歳までということで、そのゼロ歳から15歳まで、八街市におきましては、かなり減っておるということで、それらを考慮しまして減額措置を行ったも

のでございます。

○右山正美君

一編に400人も児童が減るとというのは、これは何とかしなければいけないなというふうに思うんですけどもね。これは、7千900万円ということで。子どもたちが増えていく環境、こういったものもやはり手だてをとらなければいけないなというふうに強く思うわけでありまして。

最後になりますけれども、教育関係、こういった問題も一般財源化の問題が一般質問の中でも出されましたけれども、これはやはり問題でありまして、県も私学助成とか、そういった問題については、国から来るんですけども、一般財源からですから自分たちのところで県が使ってしまうと、なかなかこちらの方へ回ってこない。教育費も最低のラインで子どもたちの教育というのが最低ラインまで落ち込んでいると。学校教育相談員とか、今回は26名の教育補助員を配置するというので、さまざまな取り組みを教育委員会としてもやっているわけで、さらなる充実を深めていく必要があると。こういった問題では、やはり県に予算措置をしてほしいということも含めてやっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。やはり県政を変えていく必要があると、その辺の要望、要求とか、そういった予算措置、そういったものを含めて、しっかりと教育委員会もやっていただきたいと、全く触れられませんでしたけれども、ぜひ、予算措置の方をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず157ページ、議案第23号、一般会計予算についてです。

4款環境衛生費、リサイクル推進費についてですが、資源回収実施団体奨励金は激減しております。平成21年には473万5千円ですが、これが年々減額されまして、特に平成24年度、25年度は大幅減額です。平成25年度予算は、平成21年度の3分の1以下になっています。実施団体を支援して、さらにリサイクルを進めるべきではないかと思うんですけども、この奨励金を減らしたら団体を支援することにならないと思うんですが、今後、どのように団体を育てようとしているのか伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

このリサイクルに関しましては、現在、平成23年度の数字で申し上げますと、リサイクル団体によって回収された資源物、これは650トンでございます。これは、全体の資源物のうちの11.5パーセントにあたります。それで、このリサイクルに対する市民の意識というものにつきましても浸透してまいりまして、現在、リサイクル率は21.46パーセントまで来ております。そこで、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、平成23年度までは、この奨励金につきましては、キロ当たり5円、平成24年度につきましては、1円

を減額いたしまして、キロ当たり4円、それから、平成25年度につきましては、大変申し訳ございませんが、キロ当たり2円ということで、これは財政的なこともございますが、やはりリサイクルの市民への浸透ということも総合的に勘案しまして、減額をさせていただいたという状況でございます。

○京増藤江君

リサイクルに対する意識が市民、また、団体の方々に浸透してきたということなんですけれども、これは一般質問の中でも出ましたけれども、いかに処分場を長持ちさせるか、クリーンセンターを長持ちさせるかという点では、ますますこれは充実させるべきだと思うんですよ。そして、本来ならば、ごみは燃やさなくてもいいというところまで、突き詰めていかなければならない。ヨーロッパでは、もう燃やさないのが当たり前、自然にかえしていく、そういうところまで進んでいるわけですね。日本はごみに対する意識、市の意識も、そういう意味では大変遅れていると思います。燃やせばいいというものではないと。まず、市の意識を変えろという意味でも、そして市民の皆さんとさらに、ごみを減らしていく、そして自然にかえしていくというのが、クリーンセンターにお金を使わなくても済む最善の道ですから、今後、ごみ問題をどうするのかという点でも、この奨励金を逆に増やして、団体を育てるべきだと思うんですよ。先ほど団体について、どのように育成するのかという答弁がありませんでしたけれども、それも含めて今後の市のごみに対するご意見を聞きたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

このリサイクルに関しましては、当然、今後もリサイクルの推進ということにつきましては、啓発活動等を行いまして、ごみの減量化につなげていきたいと。それから、この奨励金の制度につきましては、やはり団体が現在リサイクルに関わっていただきまして、この奨励金が運営費になっておる団体も数あろうかと思えます。この運営費をどうするんだという観点と、このリサイクルの奨励金という点では、若干違うところがございますので、団体の運営費につきましては、別の観点からやはり考えていただかなければいけないのかなと。それで、私どもの方とすれば、このリサイクルの推進ということにつきましては、十分、私どもも今後とも推進を図っていかねばいけないというふうなことでは考えております。

○京増藤江君

この団体をどのように育成していくのかという点については、はっきりした答弁がなかったと思うんですけれども、もちろんリサイクルを進めるのは本当に大切なことです。そして、この奨励金が団体の運営費にもなっているという点では、本当に大事な費用だと思います。八街市が市民の皆さんと協働して街づくりをしていくという方針があるわけですから、こういう団体を大いに育成して、一緒に街づくりを進めていく。そういう方向で、ぜひ、奨励金を減らすのではなく、増やして、ごみをいかにしてなくしていくか。このことについて、真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、158ページ、家庭用小型合併処理浄化槽の補助金についてですが、前年度比で減額の理由について、まず伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

減額の理由につきましては、この家庭用小型合併処理浄化槽の新規部分を平成25年度から廃止しようというものでございます。

○京増藤江君

新規については減らしていくと。その理由はきっと新築では、もう合併浄化槽になっているということだと思うんですけども、この合併浄化槽設置事業については、大いに進めていかなければならない。急がなければならぬと思うんですけども、その設置の基数については、去年と変わっていないという点では、急ぐというような方針ではなさ過ぎると思うんですね。この単独、また、汲み取りについて、推進をどう早めていくのか。この方針について伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この新規の補助金を廃止しようという背景には、やはり平成13年4月1日から、やはり法律の改正がございまして、単独浄化槽の設置はできないということで、合併浄化槽の設置が義務付けになったということもございまして、それで、私どもの方といたしましては、通常の汲み取りからの転換というものについては、従来に増して、平成25年度につきましては高度処理型の転換を20基、それから汲み取り転換で3基という形で予算の方を計上いたしました。ですから、平成24年度の実績で申しますと、通常の汲み取り転換が1基、それから高度処理型の単独転換で13基、それから高度処理型の汲み取り転換が4基ということで、平成25年度の20基と3基ということでございまして、平成24年度に増して、転換については十分補助できるというふうに考えております。

○京増藤江君

いかに急いでいくかという点では、さらに今後考えていく必要があると思います。

次に、公害対策費、160ページなんですけれども、住宅用太陽光発電設備の導入推進事業について伺います。

この額は前年度と同じ60基分の費用なんですけれども、平成24年度は補正で合わせて75基分の補助となっております。右山議員の質問に対しては、今後、屋根貸しを検討するという、少し前向きな答弁があったんですけども、八街は太陽光発電の可能性が大だと私は思っています。その補助金を使つての平成24年度の設置状況なんですけれども、八街市の業者さん育成方向についての補助金の使い方だったのかどうかということを知りたいと思うんですが、八街市の業者さんはどのくらいしたのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この家庭用の太陽光発電の補助金につきましては、議員さんが今おっしゃられましたように、平成24年度につきましては、当初予算で40基分、それから9月補正で20基分、それから12月補正で12基分ということで、合計72基分を予算化させていただきました。それで、この12月補正の12基分につきましては、2月に申請を受け付けた関係で、書類の方の審査を行っておるところでございます。それで、当初予算の40基分と9月補正分の

20基分、合わせて60基につきましては、限度が3.5キロを限度とするということで、3.5キロ未満の方もいらっしゃいました。これ等の補助金を合わせまして、63基分の補助ができました。この63基分のうち、市内業者が工事に関わった方は10件でございます。

○京増藤江君

67基分に対して10件ということでは、かなり少ないように私は思うんですけども、やはり八街市は太陽光発電の事業についても出遅れたと、私は思いますね。例えば長野県飯田市では、市民出資の会社、おひさまファンドによって、太陽光パネルを民家に設置して、地元の仕事が増えたと。地元業者の利益につながっている。行政が事業主体を応援している。また、神奈川県の小田原市は、昨年12月に市民や市内の企業者が出資して、自然エネルギー事業を行う会社が設立されました。これも市が事務局になっているという、こういう市が本当に頑張って、主体的に動いています。小田原市の場合は、2011年の末から1年かけて検討して、市内企業と市民が出資して、充電、売電収益は出資者に還元される。仕事が増えて、そして収入が増える。本当に大きな事業だと思うんですけども、今後、八街市としても、市がやはり頑張って、この太陽光発電をしっかりと主体的に動いていただきたい。そして、市内業者の受ける仕事を増やしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

答弁の前に、私、先ほど63基分というふうに申し上げたと思うんですが、議員さん67基とおっしゃったので、63基分のうち10基分が市内業者であったと。この10件につきましては、市内業者が行っておるわけですけども、今、63基分が多いのはハウスメーカーの方が非常に多いです。それで、以前、私の方も市内業者の方に補助をしてはどうかというご質問の中で、なかなか新築で家を建てるときに、現在、ハウスメーカーでお建てになる方が非常に多いということで、そこまで、建て主さんの状況に市が関与して、市内業者の方だけには助成しますということについては、やはり太陽光発電、自然エネルギーを利用するという観点からすると、やはり業者を市内に限定するのは不可能であるということで、前回もご答弁させていただいたと思います。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開します。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○京増藤江君

それでは、次に農業振興費の中の後継者対策、青年就農給付金について伺います。

173ページですけども、この制度、大変使いづらい制度で、去年は利用できなかった

ということなのですが、この使いづらさは予算を付ける頃からわかっていたんじゃないかと思うんですが、この使いづらいということについては、市の方から問い合わせとか、いろいろしてきたんでしょうか。まず、そのことを伺いたと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この青年就農給付金の給付要件につきましては、昨年のこの平成24年度の新年度予算當時では、まだ、要件等は明確に示されておりました。その後、この要件等が提示されたということでございます。

○京増藤江君

その後、本当に国の制度が最初から示されないで、使いづらいものを作っているということは、逆に言うと、地方の要望を国が聞いていないということにもつながると思うんですけども、やはり普段から後継者対策について、国はこんなふうな支援が必要だということで市としても大いに国に言っていく必要があると思うんですね。それと、国の制度を待っているだけでは解決できないわけですから、青年就農給付金については、八街市としても独自の施策が必要と思うんですが、例えば南房総市は毎月5万円を1年間出す新規就農支援策を今年度事業計画に載せているようですけども、例えばこういう施策も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この青年就農給付金の一番のネックと申しましょうか、この要件の中で、やはり給付対象者の土地、農地については、親子間であれば所有権の移転をしなければいけないということと、それから、借り受ける場合には、他人の土地であれば、これは賃借権でもいいと。ただ、所有地について、親子間の場合には賃借権では認められないというところが、一番ネックなのではないかなと。ですから、農業の後継者、いわゆる、せがれさんが後を継ぐと言った場合に、経営を分離してやるというのは当然行わなければいけないわけですけども、やはり土地の所有権を移さなければいけないというところが、やはりネックではないかと。この要件が定められましてから、市といたしましても、この事あるときに、県あるいは国の方には、現在この要件等について、もう少し緩和してほしいという要望はしてございます。これにつきましては、私の方も新規の就農者だけではなくて、やはり農業後継者、せがれさんなんかにも、こういうような制度がもう少し該当するようというところで、県の方を通じまして現在要望しております。

それから、市独自の制度と申しますか、これにつきましては、現在の財政状況等を勘案しますと、すぐ5万円、あるいは10万円の支給ということについては、なかなか難しいんですが、これにつきましては、JAとか、それから市の農業研究会等と十分これから協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

ただいま説明があったように、本当に使いづらい制度だと。国は本気で、この後継者づくりをしようとしているのかと、これが問われるような制度だと思うんですね。今回、安倍首

相も T P P への交渉参加に加わるようなことを言うておりますけれども、農業を本当に大切にするのかということが、いよいよ問われています。市としても、やはり後継者を育てることが農業を大事にするということですから、T P P への参加反対はもちろん後継者対策をしっかり実施して、国が農業を壊すような、そういう方向は許さないという姿勢を今後示していただきたいと思います。

次に、農業資金の利子補給事業については、時間がなさそうなので抜かしまして、同じ 173 ページですけれども、輝けちばの園芸産地整備支援事業費について伺いたいと思います。これは、ハウスへの補助ということなんですが、事業への申請は何件あったのか。昨年と比べても予算は増えておりますけれども、昨年と比べてどうなのかを伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この輝けちばの園芸産地整備支援事業につきましては、平成 24 年度につきましては、土壤消毒機が 1 台、それから鉄骨のハウスリフォームが 2 件、補助金につきましては、両方で 344 万 3 千円ということでございます。

それから、平成 25 年度につきましては、パイプハウスが現在 4 件、これは申請が 4 件でございまして、パイプハウスを 4 件、総事業費が 3 千 1 5 0 万円、うち補助金が 1 千 4 9 万 9 千円でございます。

○京増藤江君

予算は増えたものの件数については、そんなに多くない。本当に輝くことができるのかどうかという、そういう支援事業だと思うんですけれども、ハウスで生産をする場合に灯油を使ってしている農家さんが多いのではないかと思うんですけれども、この輝けちばの対象農家だけではなく、全体の農家さんの中で灯油を使って生産している戸数というのは、把握しているのでしょうか。もし、把握していたら件数を教えてください。

○経済環境部長（中村治幸君）

この平成 25 年度のハウスにつきましては、パイプハウスでビニールハウスでございますので、灯油を使っての暖房のハウスではございません。

それと、市の中で以前ありました花のハウス、これとガラス温室につきましては、灯油等の燃料を使った加温式のハウスというのはございますが、そこまでの件数までは把握してございません。

○京増藤江君

今、大変灯油が高騰して、この灯油を使っているところでは、大変悲鳴が上がっていると思うんですけれども、ぜひ、対象農家の声を聞いていただきたいと思います。

次に、175 ページの北総中央用土地改良事業推進費についてなんですが、この北総中央用水については、農業振興費の 6 割、7 割を毎年占めているという予算構成になっております。本当にこの用水事業が農業振興に役立っているのか。どのくらい役立っているのかということが費用対効果の面からも問題だと思うんですが、長年事業を続けて、最初の時期よりも後継者もいないし、使えないよ、要らないよという農家も増えていきます。そういう中で、

農家さんが恩恵を受けるのは、全農家のどのくらいなのか、まず、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、この北総用水の利用可能面積につきましては、全部で341ヘクタールでございます。これにつきましては、既設の畑地かんがい組合、滝台、沖、二州土地改良区でございます。これは、既設の畑地かんがい組合の65パーセントに相当いたします。なお、北総中央用水全体の八街市の受益1千289ヘクタールから申しますと、26.4パーセント、これにつきましては、平成25年度で、五区、神田、この両地区が使用可能になるということで、受益面積の26.4パーセントが北総中央用水の水を利用できるということになるかと思っております。

○京増藤江君

最初に申し上げましたように、最初の計画からすれば、もう要らない、使えないという農家が増えている中で、本当にこの事業を今まで続けてきてよかったのかどうかということは大変問題だと。使えない理由が負担が大きいということもあります。農家の収入が減っている中で、負担が大きければ、せっかく作っても使いきれないという問題もありますし、これが農業振興にどれだけ役に立つかということでは、本当に大きな問題があると思っております。今は消防にも使われたりとか、ほかのことにも使われているということが、今までの一般質問などでもありましたけれども、その消防でたとえ使われたとしても、それは防火水槽を作ったりとか、そういうことの設置とどちらが本当に費用対効果があったのかというような問題はあります。たまたま農業用水だけでは、この費用に対してもったいないというのがあって使えるようになったということだとも思うんですけども、やはり本当に農業を振興するという意味では、この農業用水事業、八街の農業にとって、どんなメリットがあるのか、本当にしていく必要があると思っております。

それで、負担が大きいということもありますし、あと本当に農業振興をするためには、ほかの地域の農業用水をどうするのかということもあると思うんですね。地域によっては、もう畑かんが古くなって大変だということもあるわけですけども、その農業振興について農業用水の問題、この水をどうするかという点では、どのように考えているのか伺いたいと思っております。

○経済環境部長（中村治幸君）

ただいま議員さんがおっしゃられましたように、まず地域用水ということで、防火用水等にも利用できるということで、これについては大変喜ばれておるところです。農業に関する中央用水の利用ということにつきましては、先ほど申しましたのは、既設の畑地かんがい組合の利用ということで、八街には全部で約520ヘクタールの既設の畑地かんがい組合の受益面積がございます。まず、既設の組合で利用いただいて、その後、県営事業によりまして末端の農地に利用できるような施設を作ると。今、一番普及するのに、やはりネックになっておるのが、維持管理費ということで、この辺につきましては、現在、国の方にこの負担の軽減ということで、改良区といたしまして要望しておると。この利用料金が下がれば、現

在、既設の畑地かんがい組合ですと、一番安いところで、多分10アール当たり1千円で、通常大体2千500、600円で、現在運営をされております。電気料合わせた料金がそのくらいですので、これをいかに値段に近づけていくかということが、今後の課題になるかというふうに思っております。

○京増藤江君

次に、183ページの商工業振興費、商店街空き店舗活用事業補助金について伺いたいと思います。

今、商店街では人通りが少ないというのが悩みです。土日はさらに少ないということで、何とか人通りを多くしてほしいなど、皆さんに来てほしいというのが商店街の希望です。そこで、私たち日本共産党は、たびたび商店街の商店の活用について提言しておりますけれども、子どもたちの居場所として、空き店舗を利用して児童館を作ってみたらどうかと思うんです。そうしますと、子どもたちが、まず街に、商店街に来ます。そして迎えに来たりする保護者の方もいらっしゃると思います。おじいさん、おばあさんも迎えに来るかもしれない。そういう意味でも、子どもたちの居場所、また、高齢者の居場所にもなると思うんですが、商店街活用、そういう方向はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

商店街の活性化ということでありますと、私の方で答弁すべきなんですが、その利用形態につきまして、児童館というようなことだと、商店街の活性化という部分からすると、私の方では答弁すべきではないのかなというふうに考えております。

○京増藤江君

そんなことないですよ、商店街活性化なんですからね。全庁挙げて、子どもの居場所は作ってくださいということでは、前からしています。私たちは関係ありませんということはありません。今後、ぜひ、どう商店街を活性化するかと。子どもや保護者がどうしたら来てくれるかということを実際に考えていただきたいと思います。

次に、191ページ、道路排水施設整備事業なんですが、第三雨水幹線事業で冠水場所4カ所解決ということになってはいますが、八街の冠水場所は何カ所あるのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

冠水箇所全てを把握しているわけではございませんけれども、大小合わせて50カ所ぐらいでございます。

○京増藤江君

50カ所あるということで、本当に多いですね。まず、4カ所のために多額の税金を使ってしまって、この50カ所はどうなるのかと。既に、例えば解決場所の1つとして、太陽団地の上流には、二区の八街学園の横に調整池を作るということで、かなり緩和されると思うんですね。本当にこの第三雨水幹線事業が、ほかの冠水場所を放置したままで大丈夫なのかというところもあるわけですから、これは、私はしっかりと考えていただきたいと思いま

す。

それから、次に、197ページの駅の北側区画整理事業なんですけれども、約52億円の事業で駅前のほとんどが駐車場になっていると。初めの計画とまるで違う結果になっているわけですが、これをどのように受け止めているのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

先ほどで、1点訂正をさせていただきたいんですけれども、冠水箇所は50カ所と申しましたけれども、側溝が必要な箇所ということで、それが50カ所ということで訂正を願います。

今、区画整理事業の方につきましては、最初の方と計画が違うということでございますけれども、これまで、景気が低迷ということで、比較的この事業地内、ほとんど整備されたわけなんですけれども、活性化につながるようなことが、あまりつながっていないということで、区域内につきましては国有地がありまして、その部分につきましては、ご承知のように住宅等が張り付いてきております。

また、シンボル地区、土地計画道路の両脇につきましては、シンボル地区ということで、最近になりまして、ようやく店舗等というか、事業等のそういう話を聞いております。基本的には区域内の土地の利用につきましては、土地所有者がするものでございます。市といたしましても、できる限り情報の提供等をしてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

この区画整理事業の本当に活性化というのはどうなのかというところでは、今後、しっかりとした検証をしなければならないと思うんですが、最後に201ページの住宅管理費についてお伺いします。

修繕料が630万円ということになっているんですが、この中で小規模公共工事が利用されるかと思うんですけれども、この小規模公共工事をしていく業者さんについてなんですが、なるべく多くの業者さんにしていただくようにすることが必要だと思うんですね。偏った一部の業者さんにならないような、そういう方向があるのかどうか、まずお伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

住宅の維持につきましては、202ページに修繕料630万円ございますけれども、そういった工事につきましては、基本的には住宅の小規模な修繕でございまして、できるだけ、そういった、市内業者はもちろんですけれども、小規模事業者の方を活用するようにしております。

○京増藤江君

今、八街市で大変重要なのは、仕事おこしをすること。それで、私たちは住宅リフォーム助成制度、また、小規模公共工事の制度も作るようにということで、長年して、今実施されているわけですね。本当に税金を払っていただくためにも、徴収強化だけではなく、きちんと仕事をしたいと要望してきた業者さんに仕事が行くような、そういう制度にしていく必要があると思いますので、ぜひ、この修繕についても、今までしていた事業者さんだけではな

く、新たな事業者さんを拡大していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

市の方でも極力、小規模な事業者さんを対象に、修繕に参加をしてもらいたいと考えております。

○議長（中田眞司君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第7号から質問をさせていただきます。

まず、この議案第7号は、児童クラブについてなんですけど、この間、私どもも児童クラブの時間延長についてお願いしてきたところでありまして。お母さん方の声をやっと受け止めていただいて、時間延長になったわけなんですけど、その時間延長の保育料を徴収するという内容のものであります。これは、ひとり親家庭にとっては、大変な負担です。まず、私、市長にお伺いいたしますのは、八街市内の母子家庭の生活実態、どのように受け止めているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

それぞれの皆さんのことは、種々担当より聞いております。今後とも、そうした方々の意見を尊重しながら市政運営に心がけてまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

市長はそういうきちんと受け止めてやっていくんだと言われているわけなんですけど、実際には、この条例の中では、延長時間、保育料に関しては負担をしていただくというわけですよ。今、八街市の母子家庭の生活実態というのは、本当に大変です。今でさえも、この学童保育の保育料については、せめて半額にしてほしいと、このように訴えているご家庭が多くございます。それから、ひとり親家庭のご家庭では、特に母子家庭のもとでは、何とか仕事を見つけても、子どもが病気になると辞めざるを得ないと。というのは、なぜかというところやアルバイト、こういうところでしか仕事に就けないというのが、母子家庭の特徴です。子どもを育てながら安定した仕事に就くというのは、大変難しい。これが実態です。こういう世帯に対して徴収すると。こんな冷たい市政があっていいんでしょうかね。

それでは、まず、次にお伺いいたしますのは、児童クラブ利用世帯のうち、ひとり親世帯、あるいは父母のいない家庭の利用割合はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

児童クラブのことですけれども、平成22年度から数値を持っておりますので、言わせていただきます。各年度4月末ということでございまして、平成22年度、総数が350人いて、そのうち、ひとり親家庭が93人、ひとり親の占める割合については26.5パーセント。平成23年度が総数が351人中、ひとり親家庭が97人、割合が27.6パーセント。それから、平成24年度が総数が321人中、ひとり親が93人、割合としては28.9パ

一セント。それから、今、平成25年度見込みでございますが、総数が319人中、ひとり親が91人、割合が28.5パーセントというようなことでございます。

○丸山わき子君

この児童クラブを利用する母子家庭、あるいは父母のいない家庭の利用割合は、約3割というわけですね。そういう方々に対して、時間延長した場合に保育料を負担していただくと。私は本当に今でさえも大変な世帯に対して負担をしていただくとすると、利用できなくなっていく。もうぎりぎりだと、そういうお母さん方の声を聞いているわけなんですけど、そういう点では、安心して利用できる、そういう制度に見直しをすべきであるというふうに思うわけですね。やはり先ほども児童手当のところ、子どもたちが少なくなっていますという答弁がございました。そういった中では、本当に子育てしやすい、そういう制度に子育て支援の対応をしていくべきじゃないかというふうに思うわけですね。そういう立場から、この保育料の負担については、見直しをすべきであるというふうに思いますが、再度いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の延長にあたりましては、やはり基本的には受益者負担を求めるということで、通常でもひとり親家庭については軽減措置を行っているところでございます。その観点から、やはり30分延長分についても軽減措置をするということで、通常500円のところを300円にしているということで、軽減措置はしておりますが、他の自治体を見ますと、例えば無料であるとか、半額にしているとか、そういう自治体もございますが、本市におけます全体的な財政状況等々を勘案しますと、直ちに見直しを行うことは難しいと、そのように考えておるところでございます。

○丸山わき子君

受益者負担の適正化というのは、これは社会保障制度の中では絶対ないことなんです。何でこんな言葉が出てきたかといいますと、やはり国がこぞって大きな事業をやりなさいよと、地方自治体にどんどんと仕事を作らせたわけですね。大型事業をやらせる中で、各自治体が財政難を引き起こしたと。八街市もその真っただ中にあるわけですね。財政難を引き起こすことによって、財源確保ができなくなってきた。だから受益者負担という言葉が出てきたんです。これは、本当に国の政治のツケを市民が真っ向から受けなければならない、そういう状況になってきているわけですね。私は先ほど市長が市民の皆さんの暮らしを守っていくんだという、その言葉とは裏腹に負担をさせていくというのはおかしいと思います。これは何としてでも、負担をさせない、そういう方向での検討をいただきたいというふうに思います。

それから、議案第10号につきましては、介護保険制度の中で八街市の指定地域密着型サービスの基準条例の制定についてであります。

まず、1点お伺いしたいのは、市の条例と国の参酌を用いてやっているかと思えますけれども、国の基準との違いは何なのか。それをお伺いいたします。

○介護保険課長（宮崎 充君）

国の基準との違いでございますが、付議案その2の103ページでございますが、条例第152条の部分でございます。指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは小規模特別養護老人ホームでございますが、その中の居室定員につきまして、国の基準に加えまして、地域の実情を考慮しながら、県条例と整備方針を参酌いたしまして、1の居室の定員は入居者のプライバシーの確保に配慮を図ることができる場合は、4人以下とするという項目を追加いたしまして、その国の基準に1項目を追加したというところでございます。

○丸山わき子君

多床室というのはプライバシーが守られないということで、多床室を解消するというのが国の方向であろうかというふうに思います。4人にした場合、プライバシーを守らせるための基準、これはどのようにしていくのか。市としては、どのように設定するのか、お伺いしたいと思います。

○介護保険課長（宮崎 充君）

これは県も定めてございますが、建具などによりまして仕切るということをしてまして、入所者のプライバシーに十分配慮ができるものを想定しております。ですから、カーテンなどではなくて、入所者の方々がつかまっても大丈夫だというようなものを想定してございます。

○丸山わき子君

ある程度の部屋の広さも確保されることとは思いますけれども、狭い中で仕切りを作ってもプライバシーは守れませんので、そういった点では、全体的な広さも含めてプライバシーを確保するための取り組みを、ぜひ強めていただきたい、このように思います。

それから、次に、防火対策についてです。これは、付議案の79ページには指定認知症対応の共同生活介護事業所、ここでは、防火対策に対しては消火設備でよしとしてあります。ところが、90ページの指定地域密着型の特定施設の設備基準は、スプリンクラーということで、その対応が異なっております。この違いは、なぜ出てきているのか、お伺いいたします。

○介護保険課長（宮崎 充君）

この違いでございますが、消防法に設置基準の強化ということで改正されたわけでございますが、グループホームの場合には、自動火災報知設備の設置基準、これは面積、建築構造関係なく全て必要と。それと、小規模多機能につきましては、延べ面積が300平方メートル以上等々、消火器の設置基準につきまして、消防法にうたわれてございますので、その基準に基づいて消火設備を整備するというところでございます。

○丸山わき子君

実際には、入所の施設の規模というよりも、実際に夜間になると宿直者が1人しかいない。何かあったときには、1人が規模が大きくても小さくても対応しなければならないという実態があるわけで、この間にも毎年のように高齢者の施設での火災があります。そして、犠牲者が生み出されている。今月初めにも長崎の認知症の高齢者のグループホームで火災があっ

て、4人の方が犠牲になったというようなことがあるわけですが、私はどの施設にもスプリンクラーを設置する。これは八街独自で対応してもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。施設が小さいから消化器で十分ですよと、それは通じないと思います。そういった意味では、八街市独自の対応をしていくべきではないかなというふうに思いますが、その辺、もう一度どうでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

今の丸山議員さんがおっしゃいました長崎市のグループホームの火災が起きたわけですが、それらを踏まえまして、国の方から各消防本部と連携をいたしまして、スプリンクラー設備が未設置のグループホーム、これは基準以下、275平米未満の施設に限るわけですが、その事業所にスプリンクラーの設置に関する今後の対処方針を確認すると。また、その未設置理由、そういうものを確認して、今後どういう形にするのか、検討していくということでございます。

○丸山わき子君

やはり、このスプリンクラーを付けるには、それなりの施設整備費がかかるわけで、なかなか経営の中で、それだけの施設整備をするというゆとりがないというのが実態のようです。ですから、やはりこういったスプリンクラー設置を絶対化させて、そのためには予算支援をしていくという、そうした取り組みも必要ではなからうかというふうに思います。今後、ぜひ、八街市でこういった犠牲が起きないように、十分な対応をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、議案第16号の下水道大池第三雨水幹線工事に係る基本協定の変更についてなんですけれども、この変更に至った経緯についてお伺いいたします。

○下水道課長（藏村隆雄君）

では、変更に至りました経緯についてご説明いたします。

日本下水道事業団に複数年にわたる事業をお願いする場合におきましては、概算事業費をもとに継続費等の予算措置を行いまして、その大枠の金額に沿って不測の事態にも対応できるよう基本協定を締結するものでございます。

本基本協定に定められております実施期間及び実施金額につきましては、平成24年3月定例会で議決を得た予算の継続費で定めた期間並びに金額がもととなっております。

今回、予算を執行するにあたりまして、シールド工法の工法見直し、工期及び工事費用について優位と思われる手法を選択した結果、工期を短縮し、各年度の支出見込額の低減が見込まれましたので、また、平成24年12月4日に日本下水道事業団が実施しました入札の結果、現在の事業費との格差が約7億円ほど生じたことから、継続費の期間及び期間を変更することになりました。つきましては、継続費の変更に準じまして、基本協定の変更を行うものでございます。

なお、変更後の金額につきましては、入札により決定した契約金額に基づき算出した金額ではなく、実施設計により積算した設計額に基づき算出した金額を計上しており、これを不

測の事態や今後の設計変更に対応できるよう考慮した金額となっております。以上でございます。

○丸山わき子君

今の報告でございますと、約7億円を削減することができたということでございます。私は市長が市民の暮らしを最優先にすることが、市政を運営する上で最も重要だと、このように認識しているし、そう努めていきたいんだと、先ほども答弁しておりましたけれども、こういう立場に立つならば、今、事業の見直しが7億円あったというわけですから、一番最初にお伺いいたしましたような児童クラブの母子家庭に対する保育料を負担させるのではなくて、こういったところで負担軽減をさせる、そういう対応は十分できたんじゃないかなと、できるんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。

それから、私は次のところでも質問しようと思っているんですけども、障害者福祉のところでも、身体障がい者あるいは精神障がい者の皆さんの手帳交付にあたって、これも助成を削減してしまう。あるいは、はり・きゅう・マッサージに関しても、その助成を減らしてしまう。弱者に向かって、本当に冷たい市政を市長は、温かい市政を進めますと言いつつも、どんどん削減しちゃうわけですよ。大変矛盾している。ですから、私は、この第三雨水幹線事業で、7億円という削減ができたなら、弱者に対する施策を今までどおり維持していく。そういう対応をしていただきたいと思います。市長いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほどの大池第三雨水幹線事業の必要性につきましては、再度、申し上げますけれども、八街駅周辺を含めて4カ所、あるいは東小学校の子どもたちの児童・生徒の通学路となっている観点から、この大池第三工事につきましては、進めているところでございます。今般、担当課の努力によりまして、こうしたことがありましたけれども、今後とも、しっかり今回の平成25年度の予算編成につきましては、大変厳しい財政状況の中で予算編成をしたところでございます。今後とも市民の皆様方の立場に立った予算編成をするよう、さらにさらに心がけてまいりたいと思っておりますし、そうしたことを踏まえた中で、今回の平成25年度の当初予算案を提示したところでございます。

○丸山わき子君

職員の皆さんが財政難の中で大変な思いをしたというのは、私も十分わかりますが、しかしながら、だからといって、この八街市で一番大変な思いをしている弱者の皆さんに対してキバを向けるような予算編成であってはならない。どんな財政難であっても、市民を守り抜くというのが、行政の自治体の仕事であるというふうに思います。ですから、私はこういった予算編成のあり方については、何としても納得がいかない。このことをまず申し上げておきたいと思っております。

それから、はり・きゅう・マッサージ、これの助成に対しても、24枚あったものを半分の12枚に制限しますという内容のようであります。この助成券を利用している方々は、本当にありがたいと。病院では治せない、そういったものを、このはり・きゅう・マッサージ

を利用して大変体は楽になっている。だから制限はしないでほしいんだと、こういった声が上がっております。今度12枚にしてしまうというわけですが、12枚以上利用されている方は4割を占めているわけですね。こういう方々を切り捨てていってしまうのかと。そういう点では、これも大変冷たい市政になるのではないかというふうに思います。

それで、この間の質問の答弁を伺っておりますと、近隣の自治体に合わせたサービス削減だということが答弁されております。なぜ、低いサービスの自治体に合わせなければいけないのか。その辺についての答弁をいただきたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

今のご質問は、はり・きゅう・マッサージの削減の点でいらっしゃると思うんですけども、単純に近隣自治体に合わせて削減ということではございません。基本的には、ご説明したとおり、利用状況を加味してということで、約2分の1ということで、24枚を12枚にしたということでございます。これにつきましては、やはり対象者が65歳以上の高齢者ということで、今後どんどん高齢者が増えるということで、その事業を持続安定性として継続していくためには、やはり需要総額を抑制しなければ、今後やっていけないのではないかと、当面、24枚を12枚ということで、助成額については1千円を据え置きというように、予算計上したものでございます。

○丸山わき子君

65歳の方が増えていくから減額していくんだということなんですけれども、今、高齢者を取り巻く状況というのは、年金がどんどん減らされていくと。そういう中で、こういった本当に心温まる制度が削減されていく。こんなに心細いことはないと思いますよ。私は、今の国の年金を減らすという大変ひどいやり方に対し、地方自治体が防波堤となって市民の健康や暮らしを守る、これが仕事じゃないかと思うんです。国と合わせて一緒になって、こんな削減をしていたのでは困ります。税金の使い方をもっと見直しをしていただきたい、このように思います。ぜひ、これは存続していただきたいと思います。

次に、時間がございませんので、衛生費でお伺いしたいと思います。衛生費の164ページ、環境調査測定業務、それから再処理化業務についてなんですけれども、原発によって八街市も甚大な影響を受けております。今後、この事故による測定や、それから飛灰処理、これに関して新年度はどのような対応になっていくのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

原発事故の関係でございますが、昨年、平成24年3月31日までの補償分につきましては、東電に請求いたしまして、満額、約6千400万円、市の方に入っております。それで、この平成25年3月31日で閉めまして、1年分を4月に東電の方に請求する予定でございます。これにつきましては、現在、灰の処理費、それから先般議会で申し上げましたが、中間処理をする施設、薬剤をまぜる施設を今クリーンセンターの方に建設してございます。これが約3千600万円かかります。これも含みまして、約1億円程度になろうかと思います。これを4月に請求してまいりたいと。それから、この環境調査につきましては、国の方から

ありました溶融した場合には、この排ガスからの放射性物質の調査ということでございますが、現在、クリーンセンターの方では溶融の方を動かしておりません。それによりまして、灰の主灰及び飛灰の方が量が増えております。ただし、この増えた分については、全て東電の方に請求をしております。

○丸山わき子君

今、東電はこういった各自治体、あるいは関係する住民の皆さんへの被害に関しての補償については、少しずつ切っているわけですね。やはりこれはあってはならないと。今後もかかった分は100パーセント補償されるように、これはきちんと要求していかなければならないというふうに思いますが、東電に対して、今後、市長はどのように要求していこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

この件に関しましては、昨年も種々いろいろな意味で東電の成田支社に行きまして、請求をしたところでございますけれども、今後も毅然として要求してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

それでは、焼却炉の維持管理修繕事業について、同じ164ページでお伺いしたいというふうに思います。

多額のお金を投入してのクリーンセンター建設、そして、その後も維持管理が大変かかるということで、本当に大変な財政投入のクリーンセンターになっているところであります。この間の焼却炉の修繕費の状況、そして今後の保守点検修繕費の見通しはどのようになっていくのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

焼却炉の修繕につきましては、平成16年度から平成20年度までで、1億8千161万671円かかっております。平成21年度に市で修繕計画を立てまして、平成21年度は1億8千725万円の修繕計画の予定をしておりましたが、執行額は7千451万5千500円ということで、現在、年間約1億2千、1億3千万円程度の修繕計画を立てておりますが、実際には、この大きな事故等につながらないもの、修繕をずらしてできるものについてはやっております、現在、年間7千万円から8千万円程度の修繕費を使っておるという状況でございます。

○丸山わき子君

今後、10年間、このクリーンセンターを使うとしても、毎年1億円前後使っていったら、14億円ぐらいになっていくんじゃないかなというふうに思いますが、その辺は保守点検、修繕と含めて、どのくらい今後10年間くらいの間にかかるのか。その辺はどうなんですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在の修繕計画では、年間1億3千万円という計画を立てておりますが、これで現在の推

移を見ますと、大体年間1億円ということで、この維持管理と運転管理等をまぜますと、やはり年間3億円ぐらいになるかというふうに考えております。

○丸山わき子君

そうしますと、1年間3億円かかるということですので、今後、運転可能な10年後、11年後、12年間の間に32億円、33億円ということで、かなりのお金がかかっていくということがわかりました。

維持管理についてお伺いするところなんですけれども、先ほどもリサイクル率の答弁がございましたけれども、県平均からいえば、かなり下回るわけですね。それから、1日1人当たりのごみの排出量も県平均より多いと。今、八街は焼却炉60トン2基が交互に動いているわけなんですけれども、今の八街市の1人当たりのごみの排出量は県よりも多いとはいえ、60トンあれば、もう十分対応できる量になるはずだと。それは、もちろんリサイクル率をもっと高めてのことなんですけれども、リサイクル率を高め、そして焼却炉を2基から1基へと。1基は廃炉にするという、そういう覚悟で対応すれば、今後の修繕や保守点検というのがもっと少なくなってくるのではないかなと。そういった点では、今本当に八街市が財政難だ、財政難だということで、市民サービスを大幅にどんどん削減しているわけなんですけれども、その分、この焼却炉を1基廃炉にすることによって、住民サービスは対応できるのではないかなというふうに思うわけなんです。そういった点では、この維持管理のあり方、もっとも検討し、お金のかからないクリーンセンターにしていくことが求められていると思いますが、その辺、市長どうでしょうか。

○市長（北村新司君）

焼却炉につきましては、市民の皆様方の要望の中で、あつた施設を作ったところでございますけれども、今後とも長い期間にわたりましての供用をしなければならぬというふうに思っております。これからも、長持ちするクリーンセンターであるよう、部分的な修理も重ねながら、長持ちする、そうしたクリーンセンターを維持してまいりたいと思っております。そして、さらに市民の皆様方には、分別をさらにさらにさせていただいて、ご理解をいただければと、そういうふうに思っております。

○丸山わき子君

ちょっと違う答弁みたいですが、私が言いたいのは、大変お金のかかるクリーンセンターなので、お金のかからない方向をもっと検討してくださいということをつもりです。よくその辺については、市長に検討していただきまして、60トンの焼却炉を1基廃炉して、維持管理を少なくし、その分、市民の皆さんにごみの減量化に協力していただくと、そういった取り組みをもっともってやることが必要ではないかということを申し上げたと思います。ぜひ、そういった点での検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、土木費について、都市計画費についてお伺いいたします。

住宅リフォームについてなんですが、平成24年度、400万円の助成があったわけですが、多くの市民の皆さんから大変喜ばれました。担当課の方としては、どのような成

果があったか。どのように評価されているのか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

本年度につきましては、400万円ということで、現在までに48件の助成を行っております。その中で、住宅リフォームにつきましては、市内業者ということでございます。48件で総額、約6千570万円の工事を受注しているわけですが、市内業者でございますので、活性化につながっているものと考えております。

○丸山わき子君

本当に経済効果は1.7倍ということで、それにおさまらないというふうに思います。それと、やはりこの住宅リフォーム助成制度をすることによって、いろんな各方面の成果があったのではないかなというふうに思います。これは、来年度の予算書を見ますと都市計画税が増となっておりますが、こういった住宅リフォーム助成制度を活用して、その成果があったのかどうか。都市計画税増の原因をどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

私どもの方では、リフォーム制度と都市計画税の増という関連性に関しては承知しておりませんが、特に関連性はないのではないかと考えております。

○丸山わき子君

この住宅リフォーム工事助成をすることによって、一番多かった670万円、それから300万円以上の方々もいらっしゃるわけですね。そういう方々というのは、かなり家を動かしていますから、固定資産税にも大きく影響していると思いますね。やはりせっかくこういう助成をしているわけですから、そういった分析も必要ではなからうかというふうに思います。ですから、この住宅リフォーム助成制度というのは、もちろん市民も助かる、業者も助かる、それから地方自治体の財源確保にもつながるとということで、三拍子そろった経済波及効果があるわけなんです。新年度は300万円ということなんですが、私はもっと経済の活性化をさせるために、この助成額を増やすべきだというふうに思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今般、議会からの提案、あるいは議員の皆様方の提案によりまして、今般のこの住宅リフォーム助成制度を始めたところでございますけれども、多くの方々から大変好評でございます。今般の予算の上程につきましては、しっかり検討した中での上程でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○丸山わき子君

市民の皆さんから大変好評だということで、市長も言われたわけなんですけれども、今後、この助成額を増やしていく、9月、12月補正予算の中で増やしていくということは、十分検討されているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

補正につきましては、個々の状況を見ながら判断したいと思ひます。

○丸山わき子君

この間、助成が間に合わなくて、受けられなかったという方が何人かいらっしゃいます。私はやはり途切れなく、市民の皆さんにきちんとこの助成が受けられるような体制をとるべきであるというふうに思います。平成24年度も補正をして、大変皆さん喜ばれているわけですから、平成25年度もはっきりと多くの皆さんが利用したいと、このような意向があるわけですから、ぜひとも、補正予算の中では増額をしていただいて、市民の皆さんが本当によかったと言われる、また、業者の皆さんがよかったと言われる。そして、この八街市の財源にもつながるということで、対応していただきたい。その財源につながるというところでも、よく分析をしていただきたい。そういうことが本当に今検証するときではないかというふうに思います。ぜひ、このことを申し上げまして、私、質問を終わります。以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時23分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石井孝昭議員の質疑を許します。

○石井孝昭君

それでは、早速質問に入らせていただきます。

議案第18号、平成24年度の補正予算についてですけれども、予算書14ページです。ゴルフ場利用税交付金、これは県からの交付金ですけれども、補正前は1千300万円から100万円減額ということになっておりますけれども、この減額理由についてはいかがでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

補正におきましては、その算定にあたりまして、平成23年度における県の交付決算額と平成23年度、市収入額の割合を平成24年度県通知の決算推計額に当てはめて算定したものでございます。

○石井孝昭君

関連しますので、第23号の1のゴルフ場利用税交付金、これは一般会計の今年度なんですけれども、この増額の理由、1千200万円から1千600万円に増額されておりますけれども、この辺については、どのように解釈をしたらよろしいでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

平成25年度につきましては、県からの見込通知額が遅れました。その関係で平成23年度における本市収入決算額と前期分収入額の割合を平成24年度前期分収入額により算定し

たものでございます。前期というのは4月から8月分ということです。

○石井孝昭君

ゴルフ場利用税は、それぞれ利用した利用者に対して課税されますけれども、18歳から70歳までの利用者で、18歳以下とか70歳以上は届け出、証明がある場合は無料という形になっております。八街のあるゴルフ場は、それぞれ利用者も大分増えてきていると。八街でも作って増えてきているということでございますけれども、ゴルフ場を見ると県がこれは定めているみたいですが、平日における非正会員の利用料金、ホールの数、芝生の状況、付帯設備の状況等を基準として県が決定をしているということでもありますけれども、八街のゴルフ場は第1級から第12級までのランクの中で、2番目の2級というゴルフ場のいわば高いレベルのゴルフ場だという形で理解をしております。これを見ると1人頭1千150円の利用税がかかっております。最大の1級のゴルフ場は1千200円、12級まで行きますと、350円と非常にゴルフ場のランクによって金額が大分違ってくるというふうになっております。この辺の今後の利用状況等、あと、県に納められたゴルフ場利用税の10分の7が市町村に還元されるというふうに決まっておりますので、要は利用者が増えれば増えるほど、その利用税が八街には落ちると。その利用者の10分の7が八街市に入ることになります。市民ゴルフが、今、隣の市のゴルフ場でされておりますけれども、そういった担当課においては、今年以降、また何かの方策、アイデアで何とか市民ゴルフを八街でできないかなというふうに思っておりますけれども、その辺のご見解はいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

これの選定にあたりましては、当然、コンペの参加者の人数等もございまして、また、利用料金との兼ね合いもございまして、それを踏まえた中で、八街のゴルフ場が利用できるかどうかというのも検討してもらいたいというふうには考えております。

○石井孝昭君

1つについて2問ということですから、これは2つの質問なので、4回答弁もらえるのか。それは無理ですか。

固定資産税については、ゴルフ場はどのくらいの収入があるか。大体、年間どのくらい、八街のゴルフ場に入っていますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

八街ゴルフ場といいますと、一事業者でございまして、税額が特定されてしまうということで、申し訳ありません、概算ということで答えさせていただきますけれども、平成24年度は1千500万円を超える額となっております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。貴重な財源ですので、ゴルフ場利用税と合わせて有効な利用をしていただきたいと思います。

次に、庁舎の非常用発電機の設置事業についてご質問させていただきます。

予算書、22、23ページですが、この最終の補正予算で組んでいただいているこ

とは非常にありがたいことだというふうに思っております。他の市町村とか、また、県庁とか、この非常用電源を設置しているところを見ますと、例えばブレーカーが全て落ちた際に今の電源から発電機の方の移行したり、タービンの方に移行したりする方策がありますけれども、この八街で今度設置される非常用電源設置事業はどのようなものか。また、今が100とした電気を使っている際に何パーセント落ちて、何日間、それが維持できるのか。要は災害対策本部を設置して、そういった状況の中で、非常に市民も混乱した中で、この庁舎が使われるわけですがけれども、本部になるわけですがけれども、どのくらいの日で何パーセントのいわゆる電気が保たれるか、教えていただきたいと思っております。

○吉田財政課長

補正に計上しましたものにつきましては、275KVAといたしまして、現行契約電力358キロワットの概ね61.5パーセントを賄うものでございます。燃料は軽油を見込んでおりまして、3千500リットルのタンクを用いますと48時間の連続燃焼が可能となっております。対象施設につきましては、第1庁舎、第3庁舎とセンターでございまして、第2庁舎は含まれておりません。第2庁舎が含まれていない理由につきましては、電気工事竣工図がないことにより、別途調査費用が必要になるということと、第2庁舎は電気設備自体が老朽していることから、別途改修費用が多額に必要になってくるということなどから、今回の対象にはしてございません。それで、275KVAということでございます。

○石井孝昭君

何パーセントの電力、電気に減りますでしょうか。そこはわかりますか。要は今を100として、どのくらいの照明力が保たれるか。48時間の間にどのくらいの電力が保たれるか、教えていただきたいです。

○財政課長（吉田一郎君）

今現在、事務用のパソコン、コピーとか、照明につきましては50パーセント。この50パーセントにつきましては、執務室ではなくて、会議室やこういう議場等がございまして、照明的には50パーセント程度。あと、テレビ等をカバーして、第1庁舎、第3庁舎、センターがカバーできるということでございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

それでは、広報費、広報やちまたについて、予算書86ページでご質問させていただきます。

広報費は、それこそ、ここ2年、月2回、広報やちまたを作成されておりますけれども、1回目から始めて、月2回ということで、非常に文字も大きくなってわかりやすくなったというご意見を非常に伺っております。また、事務方にとっては、非常に情報収集とか、担当課においては、いろいろご苦労も大変なものがあるなというふうにお察し申し上げる次第でございます。

この広報やちまたですがけれども、月2回、もちろん折り込みを入れますと、それだけの金

額がかかるのと、コンビニに置いたりする方、またよく議会の答弁ですと300人ぐらいに郵送をしたりとか、結構な費用がかかっていると思いますけれども、この丸2年されて、市民からどのような感想、また、ご意見をいただいているのか、お聞かせいただければと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

月2回発行ということになりましたので、当然、情報量も多くなったということ。それから、今、お話にありましたように、文字サイズも大きくなって見やすくなったというようなご感想、これは当初いただきました。その後でございますけれども、発行回数を含めまして、この広報やちまたに対するご要望等は、特に聞いてはおりません。

○石井孝昭君

情報収集をされて、石の上にも三年という言葉がありますけれども、今年度、そのような形で年間を通して、また、いろんな意見を聞いていただきたいなと思います。要は経費削減の中で、これをまた月1回に戻すという意見も、話もなきにしもあらずというふうには伺ってはおりますけれども、予算削減が厳しい中、仮に1回にした場合はどうなのか。これを継続した場合どうなのかというのは、庁内で課内で、また検討していただければというふうに思います。

次に行きます。フロアマネジャー業務の詳細はということで、89ページでございます。このフロアマネジャー業務の詳しい話を先ほどちらっとありましたけれども、昔、部長とか課長がフロアに出てご案内されていた時期がありましたよね。5、6年前か4、5年前かな。数年前ありましたですけれども、そのようなイメージなのか。また、どういうイメージか、教えていただければと思います。

○財政課長（吉田一郎君）

フロアマネジャー業務については、平成24年度におきまして、委託しております受付電話交換業務のうち、電話交換業務を平成25年10月から廃止することにより、委託業務名をフロアマネジャー業務とダイヤルイン普及促進業務に分けております。

フロアマネジャー業務につきましては、ロビー等にて来庁者に積極的に要件を伺い、案内等を行うとともに、市が実施する行事、イベント、キャンペーン等の情報提供、その他を行わせようとするもので、常時1名の配置を予定しております。

業務を2つに分けましたことから、平成25年度フロアマネジャー業務につきましては、失業者に対する新規雇用機会の創出を目的としました県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の活用事業として、全額、県の補助で行うものでございます。

○石井孝昭君

ダイヤルイン普及促進業務についてですけれども、通常でしたら「443-1111」に我々もどうしてもかけてしまって、課に回してもらうんですけれども、移行しているのが9月、その時期にダイヤルインということになりますと、その辺の周知徹底をどのようにされるのかということと、その代表番号がなくなるわけですよね。なくなるということではなく

て、総務課にたしか移行するんですけどね。そういった点の徹底をどのようにされるのか。恐らく非常にしばらくの時期かもしれませんが、直接、確かに課にかければ、もちろん一番何もかも早いんですけども、総代番号にかけると多いと思いますので、その辺の対応策はいかがでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

このダイヤルインにつきましては、これを導入する、普及拡大することによって、待機電話がなくなるとか、そういうことを考えております。周知事業としましては、広報紙、ホームページ、回覧、直通電話番号一覧表等の配布、また、封筒や文書等への担当課直通電話番号の表記等により周知を図ろうと考えております。

また、10月以降につきましては、代表番号はなくならないで、あるんですけども、かかってきた電話につきましては、職員に対応するという考えでありまして、また、担当課におきましては、回された際には、今後、直通電話でかけていただくようにというふうなお願いをしていただこうと考えております。

職員の対応でございますけれども、今現在、はっきりとは決まっておりますが、総務部を中心に考えております。

○石井孝昭君

その場で転送ができるような体制はできないのでしょうか。その方に、またお電話をこの番号にかけてというのも、ちょっと忍びない話でありますので、緊急性を要した場合もあるでしょうから、そこで転送ができるのか。もしくは、その数カ月間、そのような体制をとっていくのか。いかがでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

説明不足でございました。10月以降に代表電話にかかってきた場合は、職員で対応して転送するわけですけども、転送された先で、担当課の職員の方から今後は直通電話でお願いいたしますとか言っていればなと思っておる次第でございます。

○石井孝昭君

しばらく、そのような形で職員の皆様も多少混乱するようないところもあると思いますので、徹底をしていただければというふうに思う次第でございます。

次に、101ページの市税徴収事務費の市税徴収等収納補助員と臨時職員の件についてご質問させていただきます。

平成22年度、23年度の決算を見ますと、収納補助員の収納額が3千876万円、これは平成22年度。平成23年度が3千874万何千円で、非常に均一した金額を収納補助員として徴収をされているというふうに理解をしております。この収納補助員と臨時職員は同じ臨時は臨時ということでしょうけれども、この収納補助員は徴収吏員ということになっております。臨時職員は徴収吏員ということではないというふうに理解をしておりますけれども、一般の一職員、正職員の徴収吏員と収納補助員の徴収吏員は何名いらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

一般職員の徴収吏員、いわゆる徴税吏員ということではなくて、徴収吏員ということでしょうか。

○石井孝昭君

徴税吏員です。

○総務部長（浅羽芳明君）

徴税吏員ということで、今、数字は持ち合わせておらないんですけれども、いわゆる徴税吏員というのは、税関係、あるいは国保税関係の職員に対しては徴税吏員ということで、辞令行為を与えておるところでございますが、今、数字的には持ち合わせはしておりません。申し訳ありません。

○石井孝昭君

徴収補助員が2名ということで、たしか平成23年度の決算のときに、そういう答えをいただいているんですけれども、この臨時職員が3名ということで、すみ分けてお仕事しているというふうに理解しております。この収納補助員が2名で、先ほどの金額を収納しているということなんですけれども、この辺の費用対効果を検証して、例えば臨時職員ですけれども、徴収補助員を今後2人ですけれども、先ほどの答弁ですと、一般的な徴収しやすいものを徴収補助員が徴収されていると。正職員は滞納とか、ほかの現年分をされていると、このような答弁がありましたけれども、仮にこの収納補助員を増やすという考えを費用対効果があれば、収納補助員を増やしていくということは考えられるかなというふうに、私的には理解しておりますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに非常に徴収金額は高いものがあります。したがって、その効果というのは大きいものだというように感じております。しかしながら、現行2名で行っていただいております、この市税等収納補助員につきましては、今後につきましても、このような体制で、しばらく継続はしていきたいと思っております。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

その次の委託料、102ページの委託料についてでございます。13節、この委託料の詳細はどのようなものか、わかりますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

市税徴収事務費の中の委託料ということで、3点ございますが、まず、口座振替業務の委託料につきましては、これは市税等の口座振替に係るデータ、それから磁気記録媒体等の作成、処理に係る業務委託ということでございます。これは、基本料金ということと、それから従量料金ということになっております。

それから、次に市県民税特別徴収業務委託料でございますが、これは市県民税特別徴収の電送に係る業務委託ということで、データ、磁気記録媒体等の作成、それから処理を行うと

いうものでございます。これも、従量料金ということでございます。

それから、メールシーラー保守業務でございますけれども、これは市税等の督促状を作成する場合において、納期までに納付されない税額等の個人情報、これを保護するためのシールを貼るための機械、これの保守に係るものということでございます。以上です。

○石井孝昭君

ありがとうございました。電算の方も新しく切り変わったところですので、この辺の委託をしっかりと徹底をしていただければというふうに思います。

最後の質問に移ります。159ページ、不法投棄監視対策費でございます。こちらを見ますと、平成22年度、347万円、平成23年度、309万4千円、今年度は201万円ということで、ここ2、3年で大分減額をされております。この辺の減額になっている、不法投棄も徐々に落ちつきを見せているということは理解をしておりますけれども、パトロールをして、いろいろな業者に委託をされておまして、毎日やっていたところが、今度は土日だけとか、少なくなってきたように伺っておりますけれども、今年の減額と、その業務内容についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

不法投棄監視対策につきましては、現在、市内を20カ所のブロックに分けて、区長さんが多いんですが、各ブロックに1名ずつの監視員さんをお願いしてございます。この監視員からの実績報告といたしましては、平成23年度で830回の監視回数をさせていただいております。そのうち、不法投棄ということで、市の方に報告をいただいたのは34件ございました。この34件のうち、これの対応につきましては、状況によってさまざまあるわけですが、34件のうち22件につきましては、市の方で撤去を行いました。残り12件につきましては、土地所有者の方に撤去の指導をしました。それから、もう1件は産業廃棄物の不法投棄監視業務ということで、これは警備会社の方に委託をしてございます。これにつきましては、ただいま議員さんの方からおっしゃられましたように、近年、大きな不法投棄による問題等が徐々に減っておるということで、平成25年度につきましては、土曜日の午後1時から夜10時の8時間で、年間30回の巡回をさせていただくということで、ちなみに平成23年度におきましては、やはり警備会社の方からは、3回の市の方に報告がございました。そのうちの2件につきましては、産業廃棄物ではなく、一般廃棄物の不法投棄ということで、この2件につきましては、市の方で撤去をいたしました。残る1件の産業廃棄物につきましては、土地所有者によって撤去をさせていただいたということで、現在、平成25年度におきましても、同様な巡回をお願いしたいというふうに思っております。

○石井孝昭君

最近ですけれども、森林で所有者が特定されているんですけれども、森林の中で資材置場とか、自分の森林を勝手に切るのは届け出が、県と市に必要になっておりますけれども、それをせずに資材置場を勝手に作って、私の近所でも2カ所、この前あったんですけれども、役所の担当課に来ていただいて、是正勧告、指導勧告をしていただいたんですけれども、こ

のようなところをできれば、このようなパトロールに回っていただきたいというふうに思います。

また、市としても担当課が、立入検査権のある環境課の職員が、定期的に巡回をしていただければというふうに思いますので、それは要望でよろしくお願いを申し上げまして、質疑を終了させていただきます。

○議長（中田眞司君）

以上で、石井孝昭議員の質疑を終了します。

次に、鯨井眞佐子議員の質疑を許します。

○鯨井眞佐子君

私は、議案第23号、一般会計予算の3款1項5目老人福祉費のはり・きゅう・マッサージと施設利用助成費について伺うものです。これは、昨年よりも380万円ぐらい増額がされております。ですけれども、24枚が12枚に削減をされたということですので、これは多分65歳以上が人口的に多くなるので、この助成費が増額されたのかなというふうに思っているんですけれども、この、はり・きゅう・マッサージの利用状況はどうなっておりますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

利用状況でございますが、平成21年度が利用権の交付枚数に対します利用枚数の比率が52.6パーセント、平成22年度が50.6パーセント、それから平成23年度が50.8パーセントで、1人当たり平均しますと概ね利用枚数は12枚ということになっております。以上です。

○鯨井眞佐子君

今、利用状況を伺いましたけれども、約50パーセントぐらいで、1人当たりになると12枚ほどということでありまして、この、はり・きゅう・マッサージの助成については、知らない方もいらっしゃると思うんです。知らない方は、ご自分が悪いのかもしれないけれども、そういう方もいらっしゃる中で、この50パーセントというのは、本当に必要な方が24枚使っているということであるかなというふうに思うんですね。これが12枚になったときに、本当に必要な人が、それ以上の助成を受けられないとしたら、やはり私はちょっとかわいそうな気がするんですね。それで、12枚というのは妥当なのかなというふうにも思っているんですけれども、それでも、どうしても体調が悪くて、この利用券をもっと使いたいという方がいらっしゃる場合に、そういった何か申請とか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

この、はり・きゅう・マッサージにつきましては、規則を作ったのが平成元年でございます。もう既に24年以上経過しておりますので、事業の周知というか、その辺については高齢者の方もよくご存じではないかなと、そのように担当としては思っているところでございます。

今回、利用枚数を24枚から12枚にしたわけですが、これについては、やはり効果の方も私どもの方としては認識しておるところでございますが、はり・きゅう・マッサージについては、お医者さんの同意書がいただければ、保険適用もきくわけでございます。その保険適用につきましては、私も国保の状況を調べたところ、平成23年度ではり・きゅうが80件、あんま・マッサージとかが48件、一応、国保の適応、療養費の適用になっているところですが、基本的になかなかこれが、西洋医学と東洋医学の違い等もございまして、私どもとしましては、この事業が本当に数字的に医療費の削減になるかというのが、私どもデータ自体もなかなか出せないような状況でございます。しかしながら、高齢者の福祉の増進にはつながると思っておりますので、事業の継続は今後も続けたいということで、いろいろな運用の見直しを図ったところございまして、今回については枚数の方は平均利用枚数ということで、12枚にさせていただいたので、12枚を超えて利用される方もかなりいらっしゃるわけですが、その方については、重症であれば、保険適応等々を考えていただきたいと、このように考えているところでございます。

○鯨井眞佐子君

今、東洋医学、西洋医学ということで言われましたけれども、本当に体調が悪いときに、やはり、はり・きゅう・マッサージの上手なところに行きたいというのが、やはり人間の心理でございます。そういったところは、なかなか保険が適応されなかったりとか、そういう場面もありますので、また、いろんな状況を踏まえながら、この50パーセントというのは人数的に50パーセントではなくて、本当に使いたい人が24枚使っているから50パーセントに行っているんだということも、よくご理解いただいて、また、ご検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、次に同じく3款1項老人福祉費の124ページ、敬老事業費について伺います。これは、昨年よりも相当な、大幅な減少になっておりますけれども、これはどういった理由なんでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

当初予算対比で、かなりの減額になった理由でございますが、この敬老事業につきましては、私どもの方から、市から社会福祉協議会の方に委託して、各9つの地区で敬老会を実施していただいているところでございます。平成24年度までは、その際に記念品、75歳以上の方が対象でございますが、その記念品をお配りしておったところでございますが、敬老会事業の目的として、記念品をお配りするのが目的ではございません。高齢者の方を敬う等々でございますので、平成25年度からは記念品については、配付しないということで、大幅な減額になったものでございます。そのかわり、記念品をカットしたかわりに、9つの地区社協がございまして、そちらに補助金、助成を倍増いたしまして、地区の独自性を一層高めていただきたいということで、そちらの方の補助金を増額したものでございます。

○鯨井眞佐子君

そうしますと、今までの記念品というのは、一切廃止で、会場においでいただかなかった

方はお配りしましたよね。そういったことも一切なしにということですね。

それで、あと各地区社協で自由に使える補助金をいただけるということですが、それは各社会福祉の各学区ですか、そこで自由に規制はないという、記念品にしてもいいし、何にしてもいいということで理解してよろしいでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今のところは、ある程度、自由裁量ということで、独自色をなるべく高めていただいて、その地区に合った催し物にしていただければと思っております。

○鯨井眞佐子君

それでは、次に、4款1項2目予防費、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成金について伺います。これは、昨年比べて118万円ほど減額になっているように思うのですが、この減額はどのようにしてなのでしょう。

○市民部長（加藤多久美君）

この予算減額の理由につきましては、昨年度から接種の助成を開始したということで、当初見込みといたしまして、75歳以上の人口に接種率の見込みとして15パーセントということで、890人分を平成24年度は盛ったわけですが、現実的になかなかそこまで接種者が行かないということで、今年度の見込みということから、平成25年度については、若干人数を下回らせていただいたということで、1人2千円の助成でございますので、およそ300人分ということで、60万円の平成25年度は計上になったということでございます。

○鯨井眞佐子君

私の身近で、やはり高齢者の方で肺炎になった入院したという方が何人かいらっしゃいました。そういったことを考えたときに、この肺炎球菌ワクチンは必要ではないかなというふうに思っております。たしか、1回接種すると5年間は大丈夫ということなので、昨年に比べて減額は仕方がないかなというふうにも思っておりますけれども、この周知徹底をもう少ししていただいて、皆さんがなるべく肺炎にならないように、せつかくの制度ですので、利用していただけるように周知の方もよろしく願いをしたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、最後に4款1項5目環境衛生費、資源回収実施団体奨励金のことについて伺います。157ページです。

先ほどからご答弁をいただいているわけですが、この減額が昨年よりも、約半額になったということでもあります。それで、私が見た環境団体、この資源回収団体というのは、大体、少年スポーツの団体であったり、老人クラブの団体であったりとか、そういう方が多いと思います。そういった方たちは、先ほど部長は運営費に充てていただくということではないということを申し上げておりましたけれども、しかし、今、現実的にどこも大変な状況で、補助金がカットされている中でございます。本当に回収をするということが、とても大変な労力を要して、なおかつみんなで頑張っていこうという団体が多い中でありますので、

この半額の2円カットというのは、随分、私は非情のような気がしますけれども、市民協働の街づくりの観点からいって、どう思われますでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに平成23年度までが5円、それから平成24年度が1円下げて4円、平成25年度が2円ということで、市の財政的なこともありますけれども、やはり私も当初、スポーツ少年団、あるいはPTA連絡協議会等がやっていたものに対して、これは当然、運営費として大事な収入源であるというふうなことで、当初、私の方もほかの手だての中で、これは考えていただけないだろうかということを経験したわけですが、その実施までは至りませんでした。これは将来的には、ゼロにしようというようなところまでの話も出ております。ですので、この辺については、私どもの方としても、先ほど丸山議員さんの方からもありましたリサイクル率がまだ低いという中で、もう少し胸を張ってリサイクル率が幾つだというようなことを言えるくらいまで、何とか頑張れるように内部で協議の方はしていきたいと思っております。

○鯨井眞佐子君

リサイクルは本当にごみ処理場を考えると、これは早く皆さんに周知徹底をしてやっていかなければならない事業であるというふうに思っております。このリサイクルをしている団体の皆さんの取り組む姿勢というのは、本当に前向きで回収する古紙だとか、アルミ缶、また、スチール缶とか、いろいろありますけれども、そういったことを回収するのも、とても大変な手だてで、皆さんやっつけらっしゃいます。それは、やはりそういったリサイクルをしていこうということは、街をきれいにしていこうということの1つのあらわれの行動だと思うんですね。そういったことを考えると、本当に資源回収団体の助成金が、奨励金が急に一気に半額になるというのは、私は考えものかなというふうに思うんですね。せめて1円とか、段階的に引き下げていくというのであれば、まだ、ご理解があるのかなというふうに思いますが、急遽の2円というのは、どうしても納得がいかないんですけれども、再度ご検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

このリサイクルにつきまして、私どもは当初、古紙が高いときに、この団体が回収したものを業者の方が買い取るということで、これは集めている団体さんもちよっと不利なのかなということで、当初考えておりました。ですから、できれば、私どもの方で内部でも協議したんですが、クリーンセンター内に例えば今の回収したものを直接持ってきていただいて、このセンターの収集とは別にしまして、これをクリーンセンターの方で売り払いをしたその代金をそっくり団体さんの方にお支払いするという方法等、いろいろ検討はしてみたいんですが、その方が私の方は団体さんは、多分この奨励金をいただくよりは有利になると。ですから、その辺をいろいろ内部で検討はさせていただきたいと思っております。

○鯨井眞佐子君

どうぞ、またいろいろな方法で検討していただいて、市民の皆さんが本当にやりやすい、

活動しやすい方法で、検討いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で、鯨井眞佐子議員の質疑を終了します。

次に、新宅雅子議員の質疑を許します。

○新宅雅子君

それでは、質疑をさせていただきます。予算書の158ページ、4款1項5目環境衛生費、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費についてご質問いたします。

今年は、これの予算が1千446万円、昨年の平成24年度が2千85万円、平成23年度が3千648万円だったと認識しております。それで、今年の1千400万円というのは、平成23年度の約60パーセントも減っております。40パーセント程度にしかあたりません。今年の1千446万円の中では、単独槽の変換が20基、汲み取りからの変換が3基というふうにご説明があったと思います。先ほど、平成24年度も何基とは、おっしゃっていたんですが、私、書き取れなかったもので、もう一度、平成24年度の実績をお願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

平成24年度につきましては、通常型の汲み取り転換1基、それから高度処理型の単独転換が13基、それから高度処理型の汲み取り転換が4基と。それから、あと新設の新規の分が15基と、平成24年度につきましては以上です。

○新宅雅子君

そうしますと、新設が入っていて、今年は新設部分を廃止したというふうに考えてよろしいんですね。そうしますと、補助金の額というのは、減額はされていないのでしょうか。その辺をお願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

転換型に付きます補助金につきましては、額の変更はございません。

○新宅雅子君

わかりました。ありがとうございました。

それでは、次に住宅用太陽光発電設備導入推進事業費、160ページについてお聞きいたします。これは、先般、12基の補正予算が組まれて、12基分の応募があったと思います。これは、本当によく知っている方から私の方へもお話があったんですが、この12基の分を希望する人が一番早く市役所に到着したのが、午前2時半なんですね。それから、朝までずっと並んでいるんです。だから、朝9時に担当課へ、ゆっくり、9時に出かけた人には、もう12件全部ないんですね。2時半から並べる人と並べない人というんですが、こういう事態をどう考えるのか。そして、来年度の42基分の申し込みは、どのように受けていかれるのか。検討されていたら、その辺のお答えをよろしくお願ひします。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに議員さんがおっしゃられましたように、最後の12基につきましては、2時半頃か

らお並びいただいたということで、大変小出しにしたような形に結果的になりまして、大変申し訳なく思っております。ただ、朝7時頃からは整理券を配りまして、12人の方ということでさせていただきました。これは、先ほども言いましたが、当初予算で40基、9月補正で20基、12月で12基と。特にこの12基につきましては、他市の方で残った分を集めて、とにかくうちの方へくださいという形でやったものですから、これは少なくとも当初予算で70基なりという形で取れば、一番よかったです、私の方も県の方との調整もございまして、なかなか一気に取れなかったということで、結果的には大変ご迷惑をおかけしたと思っております。

平成25年度につきましては、今回この予算で県の補助制度が変わりまして、県の方は2分の1ということで、県が1万円、市が1万円、それで3.5キロを限度といたしますので、60基分を今回平成25年度につきましては、予算化させていただきました。やはりこれにつきましては、4月からということなので、広報等によりまして、ある程度、周知期間をとった後に60基の受け付けを始めたいというふうに考えております。

○新宅雅子君

そうしますと、4月1日からでは考えていないと。市の方では、4月1日から募集は考えていないということですか。広報は3月の広報で周知するのですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは、東電との売電契約がとにかく4月1日以降ということの方が平成25年度の該当となりますので、これについては4月1日以降の広報、1日付の広報にも、もちろん載せませんが、それ以降、今考えているところだと、4月1日、あるいは4月15日、2回ぐらい載せた後に4月下旬ぐらいから受け付けても十分間に合うのではないかとというふうに考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。また、混乱がなるべくありませんように、そして、欲しいという方になるべく当たっていかれますように、どうぞよろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、新宅雅子議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっています議案第2号から議案第28号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日、27日から3月18日までの20日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

ご異議なしと認めます。

2月27日から3月18日までの20日間、休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時13分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第28号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

-
- 議案第2号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市学校給食センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 議案第7号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の制定について
- 議案第11号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の制定について
- 議案第12号 八街市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第13号 八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 八街市小規模水道条例の制定について
- 議案第15号 八街市市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第16号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更について
- 議案第17号 八街市公共下水道（雨水）整備事業大池調整池用地の取得について
- 議案第18号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成24年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第23号 平成25年度八街市一般会計予算について
- 議案第24号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

- 議案第26号 平成25年度八街市介護保険特別会計予算について
議案第27号 平成25年度八街市下水道事業特別会計予算について
議案第28号 平成25年度八街市水道事業会計予算について